

# 平成22年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会（幹事会）

日時：平成22年6月8日（火）

13:30～15:30

場所：サンポートホール高松

第2小ホール

## 議 事 次 第

1. 開会挨拶 幹事長（四国地方整備局 企画部長 小池剛）
2. 四国地方公共工事品質確保推進協議会の平成22年度実施方針（案）について
  - ・平成22年度実施方針（案）について
  - ・各県の実施方針（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
3. 総合評価方式等の推進について
  - ・四国における総合評価等実施状況
  - ・自治体における総合評価等実施状況報告
4. 平成22年度協議会開催に向けての取り組み（案）について
5. 情報提供
  - ・品質確保等を目指した入札及び契約の適正化（西日本高速道路株 四国支社）
  - ・入札契約制度の更なる改善について（四国地方整備局）
  - ・建設生産性向上のための取り組みについて（四国地方整備局）
  - ・設計成果の品質確保について（四国地方整備局）
  - ・小規模（市町村）工事成績評定要領（案）について（四国地方整備局）
6. その他



平成22年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会  
( 幹事会 )

平成22年6月8日

四国地方公共工事品質確保推進協議会

## 2. 四国地方公共工事品質確保推進協議会における 平成22年度実施方針(案)について

平成22年6月8日

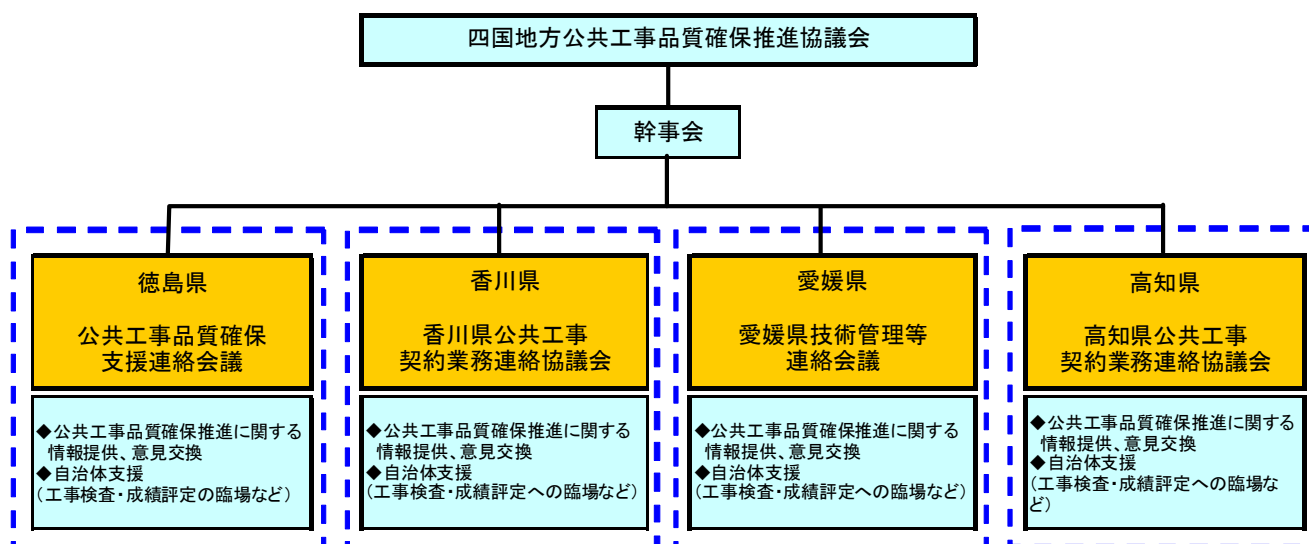
四国地方公共工事品質確保推進協議会

P. 1

### ①各県単位での取り組み

#### ◆各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施。

- ・H22年度より、各県の既存協議会等を活用して、自治体担当者レベルを対象に、公共工事品質確保推進に関する必要な情報提供、意見交換等を行う。
- ・各県単位で、自治体支援活動(工事検査・成績評定への臨場など)を行う。



P. 2

## ②自治体支援(工事検査・成績評定への臨場)

### 自治体を対象にしたアンケート調査結果(H21.12月実施)

- ①H21年度に引き続き、工事検査・成績評定の臨場を実施して欲しい。(81%)
  - ・年間を通して、随時参加できるようにしてほしい。(56%)
  - ・国と県では、県発注工事の現場で実施して欲しい。(90%)
  - ・小規模(1000万円程度)で実施して欲しい。(自由意見)
- ②市町村の工事を対象に、国・県の検査担当職員に工事検査・成績評定を実施して欲しい。(60%)
  - ・国と県なら、県の検査担当職員に実施して欲しい。(91%)

### ◆ 工事検査・成績評定の臨場(実地研修)の拡充を図る。

- ・自治体発注事務担当職員の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査現場において臨場(実地研修)を実施する。
- ・臨場実施の期間、対象工事等を、H21年度よりも更に拡充して実施。
- ・また、特に要望のある場合、自治体小規模工事の検査現場に国・県等の検査職員等が立会し、検査完了後に助言する支援を行う(国交省、徳島県)

P. 3

## ③自治体支援(研修による技術力向上)

### 自治体を対象にしたアンケート調査結果(H21.12月実施)

- ・国や県の研修制度(監督・検査等)を活用したい。(94%)
- ・国と県なら、県の研修制度を活用したい。(91%)

### ◆ 国・県等の既存研修制度の活用推進

- ・自治体発注事務担当職員の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国県等の既存研修制度の活用を推進する。

P. 4

## H22実施方針【徳島県】

### ①既存協議会等を活用した情報提供・意見交換

各県既存協議会等の名称	開催時期	会議内容(予定)
公共工事事品質確保支援連絡会議	・12月頃	◇12月の会議内容(予定) (県)①県及び市町村の入札・契約制度について ②入札・契約・工事の品質確保等の諸問題について(意見交換) ③その他情報提供  (国)公共工事事品質確保に係わる情報提供

### ②自治体支援(工事検査・成績評定への臨場)

①国・県の発注工事を対象とした臨場	②市町村発注工事を対象とした臨場
<p>①実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内3ブロックで1件ずつ「臨場対象工事」を選定し、全自治体に案内。</li> </ul> <p>②実施予定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度途中の(7～12月)頃</li> </ul>	<p>①実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望する市町村に、県の検査員が立会し、検査完了後に助言する。 (県の検査員は、権限がないため、検査を行わない。)</li> </ul> <p>②実施予定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査への立会は、希望市町村と協議の上決定する。</li> </ul>

P. 5

## H22実施方針【香川県】

### ①既存協議会等を活用した情報提供・意見交換

各県既存協議会等の名称	開催時期	会議内容(予定)
香川県公共工事契約業務連絡協議会	・5月31日 ・11月頃	◇5月の会議内容(予定) (県)①香川県の平成22年度入札・契約制度について ②総合評価方式について  (国)公共工事事品質確保に係わる情報提供

### ②自治体支援(工事検査・成績評定への臨場)

①国・県の発注工事を対象とした臨場	②市町村発注工事を対象とした臨場
<p>①実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)香川県建設技術センターにおける業務の一環として実施する。同センターは、工事竣工検査や成績評定等について執行補助業務を実施する体制を整えている。</li> </ul> <p>②実施予定時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随時受け付け</li> </ul>	

P. 6

## H22実施方針【愛媛県】

### ①既存協議会等を活用した情報提供・意見交換

各県既存協議会等の名称	開催時期	会議内容(予定)
愛媛県技術管理等連絡会議	・6月頃 * 必要に応じてさらに開催する場合有り	◇6月の実施内容(予定) (県)①入札・契約制度の改善等について ②愛媛県技術管理等連絡会議の実施計画(案)について ・総合評価落札方式の実施予定 ・検査の臨場について ・CALS/ECについて  (国)公共工事事品質確保に係わる情報提供

### ②自治体支援(工事検査・成績評定への臨場)

①国・県の発注工事を対象とした臨場	②市町村発注工事を対象とした臨場
①実施方針 ・毎月、本庁の検査員が行う検査の中から、地域性を考慮して、東予・中予・南予で各1件程度「臨場対象工事」を選定し、全自治体に案内する。  ②実施予定時期 ・年間を通じて実施予定	実施しない

P. 7

## H22実施方針【高知県】

### ①既存協議会等を活用した情報提供・意見交換

各県既存協議会等の名称	開催時期	会議内容(予定)
高知県公共工事契約業務連絡協議会	・6月頃 ・12月頃	◇6月の実施内容(予定) (県)①入札・契約業務に関する留意点について ②公共事業における建設業法の取扱いについて  (国)公共工事事品質確保に係わる情報提供

### ②自治体支援(工事検査・成績評定への臨場)

①国・県の発注工事を対象とした臨場	②市町村発注工事を対象とした臨場
①実施方針 ・特に対象工事は選定しない。 ・希望があった場合、時期や場所等を勘案して、対象工事を決定。  ②実施予定時期 ・随時(ただし、3月の繁忙時期等は、受入れ不可。希望時期に対象案件がない可能性もあり、希望者と個別協議のうえ決定する。)	実施しない

P. 8

# H22実施方針【四国地方整備局】

## ①既存協議会等を活用した情報提供・意見交換

・県の協議会等に出席し、公共工物品質確保推進に係わる必要な情報提供を行う。

## ②自治体支援(工事検査・成績評定への臨場)

①国・県の発注工事を対象とした臨場	②市町村発注工事を対象とした臨場
<b>①実施方針</b> ・四国管内全域で「臨場対象工事」を選定し、全自治体に案内する。 (地域バランスを考慮して選定)  <b>②実施予定時期</b> ・平成22年7月～平成23年2月頃	<b>①実施方針</b> ・国の検査職員臨場を希望する市町村について臨場を実施。自治体の検査終了後に助言等を行う。  <b>②実施予定時期</b> ・臨場実施の時期は、対象市町村と協議の上決定する。

**\* 臨場対象工事を選定した後、自治体の皆様には改めてご案内させていただきます。**

## <参考> ~H22直轄工事検査・成績評定への臨場実施結果【四国地方整備局】~

・H21年度に実施した直轄工事検査・成績評定への臨場は、4県12市1町63名が参加。  
 ・参加した自治体担当者へのアンケート調査結果によると、①参考になった→69%、②参考になったこともある→29%、③あまり参考にならなかった→2%で、概ね好評を得ている。

### ◆H21自治体支援対象工事一覧表【四国地方整備局】

	工事場所 (市町村名)	工事名	業者名	担当事務所	臨場希望自治体
徳島県	吉野川市(鴨島)	平成21年度 鴨島漏水対策第2工事	(株)吉岡組	徳島河川国道事務所	徳島県、三好市
	海部郡美波町	平成21年度 日和佐管内外防災工事	多田工業(株)		
	徳島市	平成21年度 圃瀬川新橋下部工事	(株)島谷建設		鳴門市、徳島県
	阿南市	平成21年度 桑野川護岸(その1)工事	(株)湯浅土建	那賀河川事務所	阿南市
香川県	三好市	平成20-21年度 熊谷第3堰堤工事	(株)姫野組	四国山地砂防事務所	
	東かがわ市	平成20-21年度 川東改良第二工事	青葉工業(株)	香川河川国道事務所	東かがわ市、さぬき市、香川県
	高松市	平成21年度 東ハゼ地区道路照明設備工事	大一電気工業(株)		高松市、香川県
愛媛県	三豊市	平成21年度 財田改良工事	(株)村上組		普通寺市、観音寺市、香川県
	松前町	平成21年度 中川原護岸根継工事	(株)有光組	松山河川国道事務所	
	松山市(久谷町)	平成19-21年度 つづら川第8橋下部工事	西松建設(株)		愛媛県、東温市
	西条市	平成20-21年度 西条低騒音舗装工事	東亜道路工業(株)		西条市
	松山市(市坪西)	平成21-22年度 石手川橋下部工事	大日本土木(株)		
	大洲市	平成21年度 上老松堤防外工事	(株)西田興産	大洲河川国道事務所	愛南町
高知県	宇和島市	平成20-22年度 中畑トンネル工事	鹿島建設(株)		宇和島市
	いの町	平成21年度 八田堤防護岸外1件工事	(株)生田組	高知河川国道事務所	高知県
	土佐市	平成21年度 波介川掘削その2工事	入交建設(株)		高知県
	高知市	平成21年度 新仁淀川大橋下部(その3)工事	(株)轟組		
	須崎市	平成20-21年度 新角谷トンネル舗装第1工事	(株)ガイアート・K	土佐国道事務所	
	南国市、香南市	平成20-21年度 香我美橋外3橋上部工事	日本高圧コンクリート(株)		香南市
	大豊町	平成21年度 南小川護岸工事	(株)轟組	四国山地砂防事務所	
	四万十町	平成21年度 平串改良工事	(株)土居建設	中村河川国道事務所	
	四万十市	平成20-21年度 入田堤防漏水対策工事	中山興業(株)		
	宿毛市	平成21年度 横瀬川ダム左岸付替市道(その2)	竹村産業(株)	中筋川総合開発工事事務所	
仁淀川町	平成21年度 森山地区地すべり対策工事	(株)西森建設	大渡ダム管理所	高知県	



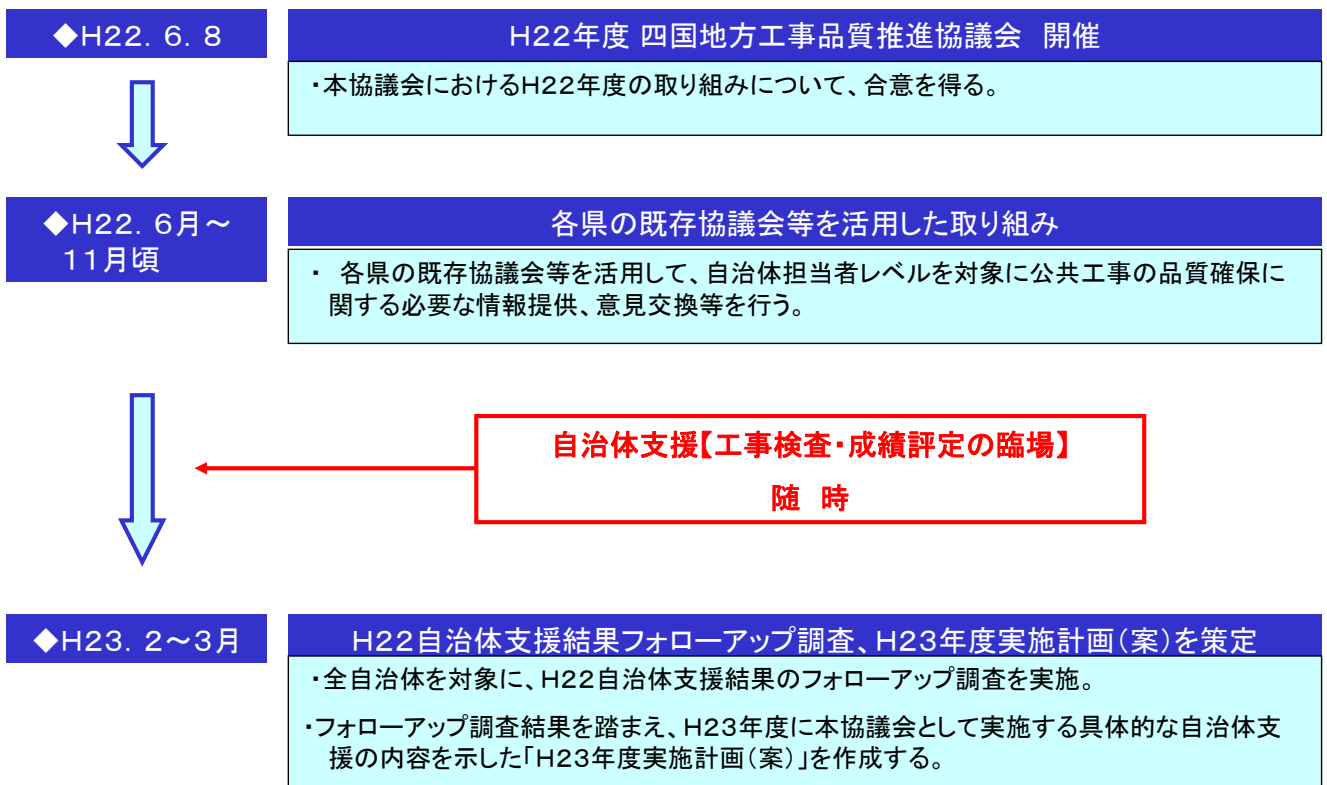
### ③公共工事品質確保推進に係わる研修一覧

- ・下表は、各機関において市町村職員の受入が可能な研修一覧。
- ・自治体発注事務担当職員の必要な知識習得、技術力向上を図るため、本研修制度の活用を図りたい。

機関名	研修名等	対象者	開催予定時期	研修内容
徳島県	土木技術職員研修	I (新規採用職員) II (2~3年目職員)	I (7月~8月、2月) II (2月頃)	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について ・CALS/EC ・ゼミナール など
香川県	(財)香川県建設技術センターにおける研修: 初任技術者のための監督業務	県・市町初任技術職員	5月19日	・監督員の役割について(事業執行の流れ、工事管理基準等) ・土木工事のながれ(積算~工事評定まで)
愛媛県	工事検査専門員等会議	工事検査専門員	6月中旬(1日)	検査について(模擬評定の実施)
	土木技術職員研修	県・市町技術職員(係長以下)	6月(3日間)・10月(3日間)	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について
高知県	土木技術職員研修(講師:県職員、実施:高知県建設技術公社)	県担当者・市町村担当者	5月~2月頃(1~2日間を数回開催)	・土木業務の概要について ・補助事業の概要について ・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について など
四国地方整備局	初任監督員研修	新任係長クラス	4月下旬(5日間)	・品確法、入札契約方式について ・監督・検査について
	監督検査技術研修	監督官、出張所長クラス	5月下旬(5日間)	・CALS/EC ・ゼミナール など

P. 11

### H22年度の自治体支援スケジュール(案)



P. 12

### 3. 総合評価方式等の推進について

平成22年6月8日

四国地方公共工物品質確保推進協議会

P. 13

## 『公共工物品質確保の促進に関する法律』のポイント

### 公共工物品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化

公共工事とは、物品調達とは基本的に異なり、その品質は目的物が使用されて初めて確保できるものであること、受注者の技術的能力によって品質が左右されること等を踏まえ、公共工物品質確保に関する基本理念を定め、発注者の責務を明確化する諸規定を整備

基本理念として、公共工物品質は、**価格と品質が総合的に優れた内容の契約**がなされることにより、確保されなければならないこと等を規定

発注者の責務として、**発注関係事務を適切に実施**しなければならないこと、**必要な職員の配置に努め**なければならないこと等を規定

### 『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換

『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換を図り、公共工物品質確保を促進するための諸規定を整備

発注者は、**競争参加者の技術的能力を審査**しなければならないことを規定

発注者は、**技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価**しなければならないことを規定

発注者は、**技術提案について改善を求め、又は改善を提案する機会を与えること(技術的対話)**ができることを規定

発注者は、**技術提案の審査後に予定価格の作成が可能**であることを規定

### 発注者をサポートする仕組みの明確化

発注者は、基本理念にのっとり**発注者の責務を遂行**することが必要であるものの、一部には**体制が脆弱な発注者**も存在することから、これらの**発注者をサポート**するための諸規定を整備

発注者は、**発注関係事務を行う事ができる者の能力の活用**に努めなければならないこと等を規定

この場合、発注者は、**発注関係事務を公正に行うことができる条件(発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること等)**を備えた者を選定することを規定

P. 14

## 品確法の基本方針の概要(1)

### 第1 公共工事の品質確保法の促進の意義に関する事項

- 発注者が主体的に責任を果たすことにより、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要。

### 第2 品質確保法の施策に関する基本的な方針

- 1 発注関係事務の適切な実施  
(競争参加者に技術提案を求めるように努め、価格と技術提案の内容を総合的に評価)
- 2 技術的能力の審査の実施に関する事項
  - (1)有資格者名簿作成に際しての資格審査(経営状況だけではなく工事実績や工事成績を活用)
  - (2)個別工事に際しての技術審査  
(必要に応じ配置予定技術者に対するヒアリングの実施により不良不適格業者を排除)
- 3 技術提案の審査・評価の実施に関する事項
  - (1)技術提案の求め方  
(技術的な工夫の余地が小さい工事の扱い、高度な技術提案を求める場合)
  - (2)技術提案の適切な審査・評価
  - (3)技術提案の改善(改善・提案の機会、提案概要の公表)
  - (4)高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格の作成

P. 15

## 品確法の基本方針の概要(2)

### 第2 品質確保法の施策に関する基本的な方針

- 4 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項
  - 国においては、総合評価方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めるようとするときは、学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法、落札者決定についても意見を聴取。
  - 地方公共団体においては、総合評価方式の実施、落札者決定、又は落札者決定基準を定めるときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴取。
- 5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項  
(工事成績評定項目の標準化、必要に応じた重点監督)
- 6 発注関係事務の環境整備に関する事項
- 7 調査及び設計の品質確保に関する事項
- 8 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用
  - (1)国・都道府県による支援
  - (2)国・都道府県以外の者の活用
- 9 施策の進め方  
(段階的かつ計画的に推進、施策の実施状況について調査し結果を公表)

P. 16

# 地方公共団体に対する緊急要請について(21年度当初)

(4月3日付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請)

平成21年度当初予算の成立を受けて、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要ため、所要の措置を要請。

## 要 請 事 項

- ・適切な地域要件等の競争参加条件の設定等
- ・予定価格事前公表の取りやめ
- ・歩切りの厳禁、見積もりを活用した積算方式、適切な契約変更
- ・国交省の低入札価格調査基準価格の見直しを踏まえた適切な見直し
- ・総合評価方式の導入・拡大、都道府県の第三者機関の活用等による体制整備
- ・前払金及び中間前払金の適切な運用
- ・完成検査、支払手続等の迅速化
- ・地域建設業経営強化融資制度の導入、債権譲渡の迅速な運用

各都道府県を通じて、管内の市区町村に対しても周知徹底

## ①各自治体における総合評価実施状況

【平成22年4月1日現在】

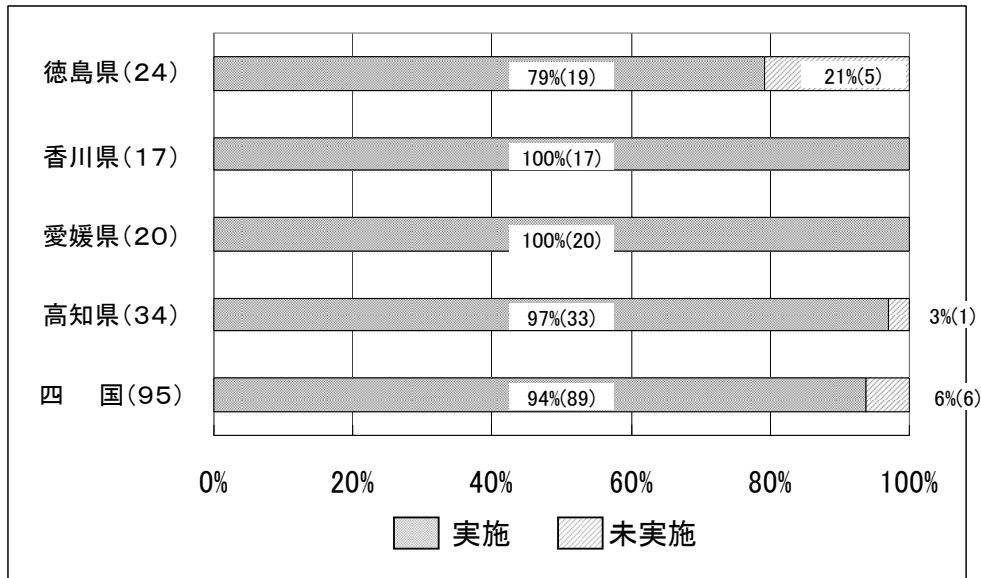
	各県の状況(工事件数)	市町村の総合評価の実施状況(市町村数)										目標		
		対象工事	総合評価実施件数				平成19年度	平成20年度	平成21年度		平成22年度の予定		総合評価の実施(実施要綱含む)	
			平成20年度	平成21年度 実施件数	うち補助件数	平成22年度 目標			総合評価の実施(実施要綱含む)	実施要綱のみ策定済み	総合評価の実施(実施要綱含む)			実施要綱のみ策定
徳島県 (24市町村)	県土整備部	・H19:3千万円以上全ての工事(1千万円以上3千万円未満でも試行) ・H20:同上 ・H21:同上	244	272	233	270	11	18	13	5	16	3	24	
	農林水産部		73	89	89	5								
香川県 (17市町村)	土木部	・H19:工種・金額・ランク等様々なケースで試行 ・H20:5千万円以上 ・H21:3千万円以上(7百万円以上3千万円未満も一部試行)	81	386	303	306	10	15	14	1	15	2	17	
	農政水産部		23	87	87	60								
愛媛県 (20市町村)	土木部	・H19:土木部発注の3千万円以上の中から試行 ・H20:土木部発注の5千万円以上(他部局も試行) ・H21:3千万円以上(8百万円以上の工事を行うことが出来る。) ・H22:同上	209	482	406	400	14	19	15	5	17	3	20	
	農林水産部		17	92	92	100								
高知県 (34市町村)	土木部	・H19:7.5千万円以上(2.5千万円以上も実施可能) ・H20:5千万円以上(1千万円以上も実施可能) ・H21:5千万円以上(1千万円以上も実施可能) ・H22:5千万円以上(1千万円以上も実施可能)	152	205	205	130	12	32	18	15	21	12	34	
	農業振興部		4	4	4	10								
市町村合計 (95市町村)	件数(市町村数)					47市町村 (47/96)	84市町村 (84/95)	60	26	69	20	95		
	実施率					49%	88%	91%	27%	73%	21%	100%		

# ① 総合評価実施状況(市町村)

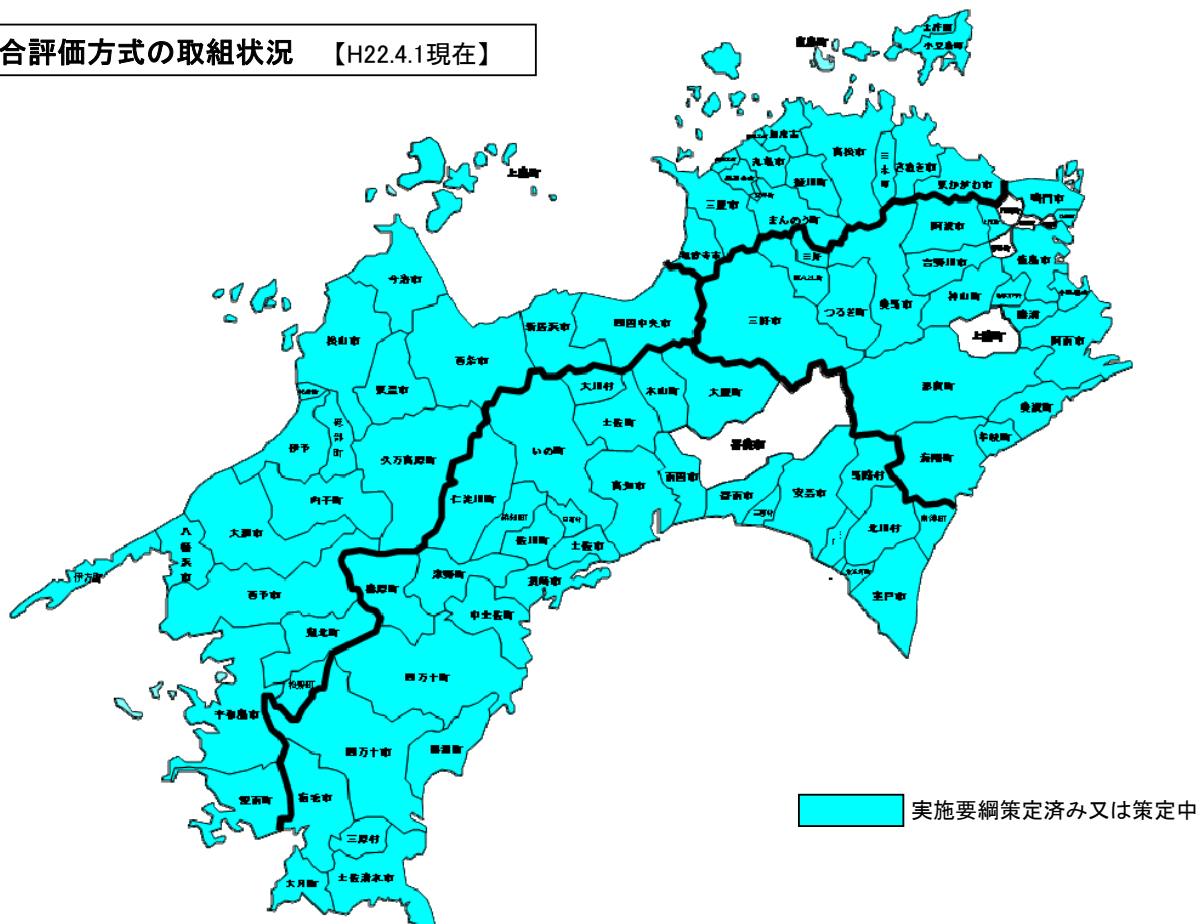
- ・総合評価落札方式の実施要綱を策定し、総合評価方式での発注が実施できる状況となる市町村は、H22年度中には四国全体の94%まで拡大する見込み。
- ・公共工事の品質確保を図るため、全ての市町村で、総合評価方式での発注が安定的に継続するよう推進されたい。

H22年度中に「総合評価実施要綱」策定予定の市町村

【H22.4.1現在】



## 総合評価方式の取組状況 【H22.4.1現在】



## ② 予定価格等の事前公表状況(市町村)

【平成22年4月1日現在】

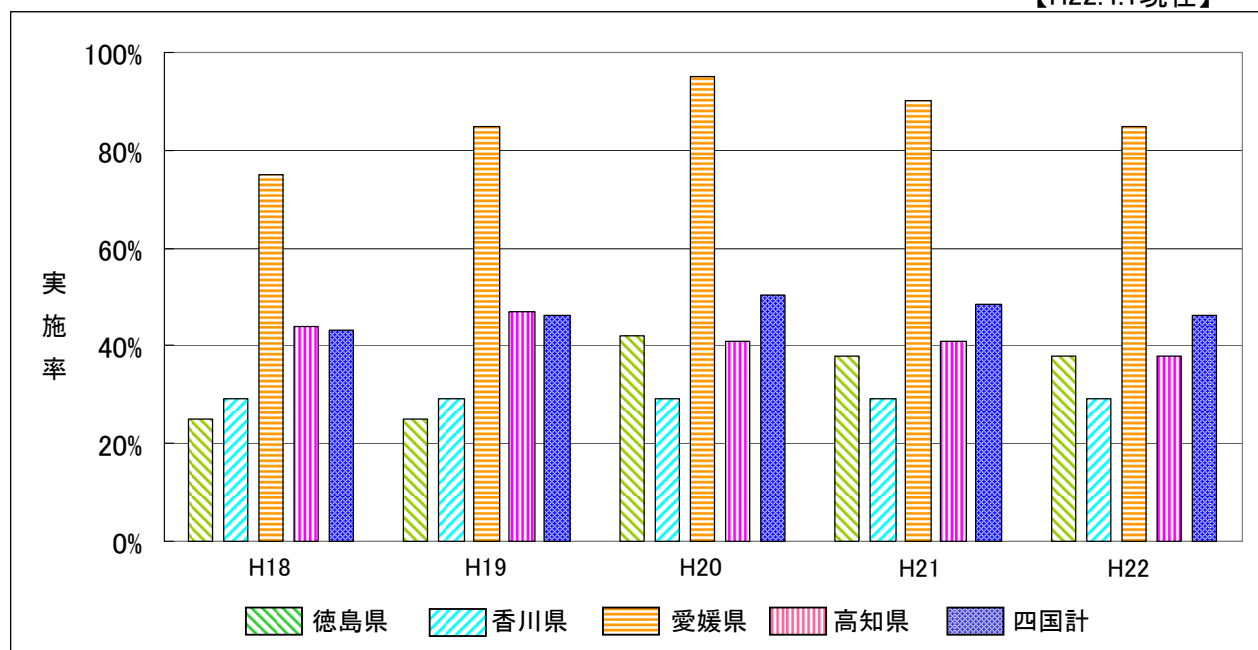
県名	市町村数	最低制限価格の設定		低価格入札調査制度										予定価格の事前公表の有				
				調査基準価格の設定					失格基準の設定									
		有		事前公表の有			有		事前公表の有			有				事前公表の有		
		市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率	市町村数	実施率			市町村数	実施率	
徳島県	24	22	92%	3	13%	1	4%	0	0%	1	4%	0	0%	9	38%			
香川県	17	15	88%	0	0%	7	41%	0	0%	6	35%	2	12%	4	24%			
愛媛県	20	12	60%	0	0%	19	95%	1	5%	17	85%	0	0%	17	85%			
高知県	34	33	97%	5	15%	5	15%	1	3%	3	9%	0	0%	13	38%			
計	95	82	86%	8	8%	32	34%	2	2%	27	28%	2	2%	43	45%			

P. 21

## ② 予定価格の事前公表状況(市町村)

- ・予定価格の事前公表は、未だ四国全体における45%の市町村でなされている状況。
- ・予定価格等の事前公表については、積算能力のない業者の参入を助長するなどの理由から、順次「事後公表」に移行いただきたい。

【H22.4.1現在】

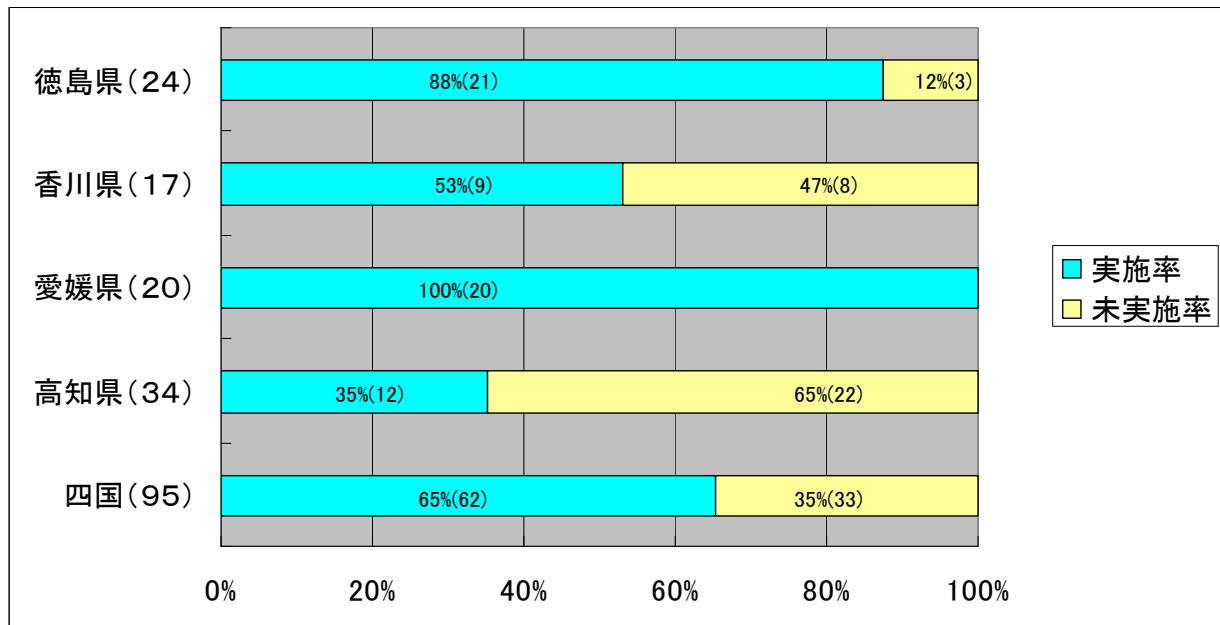


P. 22

### ③工事成績評定の実施状況(市町村)

- ・工事成績評定は、四国全体における65%の市町村でしか実施されていない状況。
- ・工事成績評定は、請負業者の適正な選定および指導育成に資するものであるため、適切に実施いただきたい。

【平成22年1月調査】



P. 23

### ④CORINS/TECRIS/JCIS検索システム利用状況

- ・登録した企業の実績や手持ち工事量、技術者の専任制や資格等について確認できる、これら各種検索システムは、平成22年4月1日現在で四国管内67%の市町村に利用されている状況。
- ・品確法への適切な対応に資する各種検索システムについて、利用推進を図っていただきたい。

【平成22年4月1日現在】

#### 【市の利用状況】

利用機関計 34  
市合計 38  
利用割合 89.5%

#### 【四国全体】

利用機関計 64  
市町村合計 95  
利用割合 67.4%

※CORINS(コリンズ)は、各公共発注機関が実施した工事/TECRIS(テクリス)は業務(設計・調査・測量等)、これらの企業及び技術者の実績情報を(財)日本建設情報総合センターが発注機関に提供するサービス。

※JCIS(ジェイシス)は、CORINS(コリンズ)と、(財)建設業技術者センター(CE財団)が提供している「企業情報」とを合わせて検索するシステム。

P. 24

# <参考>CORINS/TECRIS/JCIS検索システム利用状況

徳島

団体名	人口	DB利用	導入年月	義務付
徳島市	263,186	JCIS/T	H17.02	C
阿南市	75,824	JCIS	H20.05	C
鳴門市	61,302	C	H14.11	C
吉野川市	44,041	C/T	H21.06	C/T
小松島市	40,639	C	H19.02	C
阿波市	39,322	C/T	H21.12	C
藍住町	33,096			C
美馬市	32,559	C/T	H20.04	—
三好市	30,655			C/T
石井町	25,770			—
北島町	21,599			—
松茂町	15,233	C	H21.05	C
東みよし町	14,924			C/T
板野町	14,245			C/T
上板町	12,811			C
つるぎ町	10,558			C/T
海陽町	10,477			—
那賀町	9,478	C	H20.11	C/T
美波町	7,924	試用※	H19.06	C/T
神山町	5,996			C/T
勝浦町	5,780			C/T
牟岐町	4,893	C	H21.04	—
佐那河内村	2,637	C	H21.07	C/T
上勝町	1,776			C/T

利用機関計 11/24 利用率 45.8%

- ◆※1 : 請負者に対して、CORINS/TECRISへの登録を義務付けしている自治体
- ◆※2 : 試用期間終了、未契約
- ◆黄色ハッチ : 平成22年4月1日現在で、当該検索システムの導入がなされていない自治体

香川

団体名	人口	DB利用	導入年月	義務付
高松市	417,726	JCIS/T	H14.05	C
丸亀市	110,486	C	H20.04	C
三豊市	68,710	C/T	H19.09	C/T
観音寺市	62,948	JCIS/T	H18.11	C/T
坂出市	55,813	C/T	H20.04	—
さぬき市	53,542	C/T	H15.04	C
善通寺市	34,077	JCIS	H14.07	C
東かがわ市	33,739	C/T	H21.12	C
三木町	28,348	試用※	H17.04	—
綾川町	24,849	C	H21.12	C
多度津町	23,509	C	H20.07	C
まんのう町	19,229	試用	(導入前)	C
宇多津町	18,178	試用※	H19.07	C
小豆島町	16,057			—
土庄町	15,123	試用	H21.12	—
琴平町	9,961	C	H21.07	C
直島町	3,352			—

利用機関計 13/17 利用率 76.5%

# <参考>CORINS/TECRIS/JCIS検索システム利用状況

愛媛

団体名	人口	DB利用	導入年月	義務付
松山市	514,137	JCIS/T	H13.04	C/T
今治市	167,735	C	H15.06	C/T
新居浜市	122,415	C	H19.05	C/T
西条市	111,567	C/T	H15.05	C
四国中央市	90,221	C	H18.10	C
宇和島市	83,765	C/T	H18.10	C/T
大洲市	47,496			C
西予市	41,958	C/T	H17.09	C/T
八幡浜市	38,475	C/T	H20.04	C
伊予市	38,244	C	H21.05	C
東温市	35,292	C	H20.08	C/T
松前町	30,444	C/T	H20.04	C/T
愛南町	24,026	C	H20.10	C/T
砥部町	22,088			C/T
内子町	18,082			—
鬼北町	11,678	C/T	H20.05	—
伊方町	10,816	JCIS/T	H17.11	—
久万高原町	9,728	試用	H21.10	C/T
上島町	7,300	C/T	H18.07	C/T
松野町	4,298			C

利用機関計 16/20 利用率 80.0%

- ◆※1義務付 : 請負者に対して、CORINS/TECRISへの登録を義務付けしている自治体
- ◆※2の自治体 : 試用期間終了、未契約
- ◆黄色ハッチ : 平成22年4月1日現在で、当該検索システムの導入がなされていない自治体

高知

団体名	人口	DB利用	導入年月	義務付
高知市	340,361	JCIS	H16.10	C
南国市	49,496	C	H20.04	C/T
四万十市	36,356	C	H21.04	C/T
香南市	34,457	JCIS/C/T	H20.05	—
土佐市	29,141	C/T	H20.12	C/T
香美市	28,339	C	H21.10	C/T
いの町	26,627	C	H19.05	C/T
須崎市	24,812	C/T	H19.04	C/T
宿毛市	23,104			C/T
安芸市	19,928			C/T
四万十町	19,815	C	H20.01	—
室戸市	16,644	C	H19.10	C
土佐清水市	16,637	C	H20.10	C/T
佐川町	14,287			C/T
黒潮町	13,229	C/T	H18.12	C/T
中土佐町	8,116	C/T	H21.05	C/T
仁淀川町	6,964	試用	H21.11	C/T
津野町	6,792	C	H20.04	C/T
越知町	6,662	C/T	H21.11	C/T
大月町	6,304	C	H21.04	C/T
日高村	5,778	試用	H22.01	C/T
大豊町	5,009			C
土佐町	4,466	C/T	H20.02	C/T
芸西村	4,033			C/T
本山町	3,992	C/T	H21.06	C
橋原町	3,931	C/T	H20.04	C/T
奈半利町	3,699			C
東洋町	3,174	C	H20.05	—
安田町	3,130			C/T
田野町	3,044			C/T
三原村	1,794			C/T
北川村	1,487	C	H21.04	C/T
馬路村	1,043	C/T	H19.04	C
大川村	469	試用※	H19.11	C/T

利用機関計 24/34 利用率 70.6%



## ● 品確法への対応にCORINS/TECRISが必要です!!

平成17年4月より「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)が施行開始されました。各発注機関には公共工事の品質確保のため、従来の価格のみの競争から会社・技術者の技術力を評価することが義務付けられるようになりました。この目的においても、CORINS/TECRISの必要性、重要性が益々高まっています。

※CORINS(コリンズ)は各公共発注機関が実施した工事/TECRIS(テクリス)は業務(設計・調査・測量等)、これらの企業及び技術者の実績情報を(財)日本建設情報総合センターが発注機関に提供するサービスです。

## ● 信頼のおける建設・コンサルタント業者の選定

CORINSには約181万件の工事实績(過去10年間)、同様にTECRISでも約54万件の業務実績が登録されています。受注企業を評価し、発注しようとする工事や業務を行う能力のある企業を適切に選定する際に、CORINSやTECRISの情報を活用することができます。



[CORINS検索システム 検索結果表示画面]

CORINS/TECRISに登録されているそれぞれの項目について検索条件を指定することで、該当する工事实績一覧や実績のある企業一覧・技術者一覧を作成することができます。また、詳細な登録内容についても確認することができます。

登録されている主なデータ：発注機関、受注企業、工事(業務)件名、工事(業務)の種類、契約金額、施工場所、工期、工事(業務)の規模・数量等、技術者に関する情報など

また、CORINSでは「CORINSの技術者工事経歴検索システム」が平成17年4月から提供開始され、技術者の所属会社が変わってもその個人の経歴が確認できるようになりました。これにより企業の技術力の評価が、過去の工事实績ばかりでなく、その企業に現在在籍する技術者の工事实績(技術力)からも可能になりました。

## ● 技術者専任制の確認

建設業法では「監理技術者、主任技術者の専任」の確保が義務付けられています。CORINSでは配置予定の技術者、及び現在施工中の工事に配置されている技術者について、その保有資格や継続的学習実績、他工事現場との重複配置の有無を検索・表示することができ、建設業法で定められた技術者専任制の確認を最も効率的に行うことが可能です。(他機関発注工事の技術者との重複チェックが十分に出来ない現状があります。)

# CORINS及びTECRIS検索システムを利用するには

■ 市区町村での利用料金 更なる利用拡大を目的に、平成16年12月から利用料金を下記に設定しています。  
単位：円/年

年間利用料	CORINS	TECRIS
料金改定前 (追加1回線)	42,000 (21,000)	105,000 (21,000)
	↓	↓
<b>新料金</b>	<b>10,500</b>	<b>10,500</b>

※初期導入費は無料です。

※上記料金は接続1回線あたりの利用料金です。複数の回線で利用する場合、10,500円×必要回線数となります。

## ■ 検索システム試用サービス

- ・ 最長6ヶ月間無料で使えます。
- ・ 対象となる機関は「CORINS及びTECRISをまだ利用されていない機関」です。
- ・ 途中から簡単に本契約に移行できます。
- ・ 実際に登録済みのデータを利用できます。

## ■ お申し込みは

ご利用希望の発注機関の方は、CORINSまたはTECRISホームページの「公共機関の皆様へ」メニュー内の記事をご覧ください。

CORINSホムページ <http://www.ct.jacic.or.jp/corins/>  
TECRISホムページ <http://www.ct.jacic.or.jp/tecris/>

## 4. H22協議会開催に向けての取り組み(案)について

平成22年6月8日  
四国地方公共工事品質確保推進協議会

P. 29

### H22協議会開催に向けての取り組み

◆近年「四国地方公共工事品質確保推進協議会」に、自治体の委員(首長)の出席が少ない。

- 当協議会で公共工事品質確保推進に係わる最新情報を提供をしても、委員(首長)まで伝わらない。
- 意見交換できないため、公共工事品質確保推進に関する委員(首長)の意向が把握できない。

<参考> 協議会に参加した委員(首長)

・H19協議会 : 22% (21/96市町村)

・H20 協議会 : 9% ( 9/95市町村)

◆まずは、公共工事品質確保推進に係わる各自治体首長の意向を把握することが必要。

- 各自治体の状況に応じた適切な支援を行い、公共工事品質確保の推進を図る。

P. 30

# H22協議会開催に向けての取り組み

## ◆H22協議会開催に向けた今後の取り組み(案)

### ①自治体の首長と意見交換を行い、公共工事品質確保推進に係わる意向を把握する。

#### ・国、県の既存会議を活用した意見交換

首長が出席する国・県の既存会議を活用して、公共工事品質確保推進に係わる情報提供・意見交換を行う。

#### ・首長訪問(キャラバン)

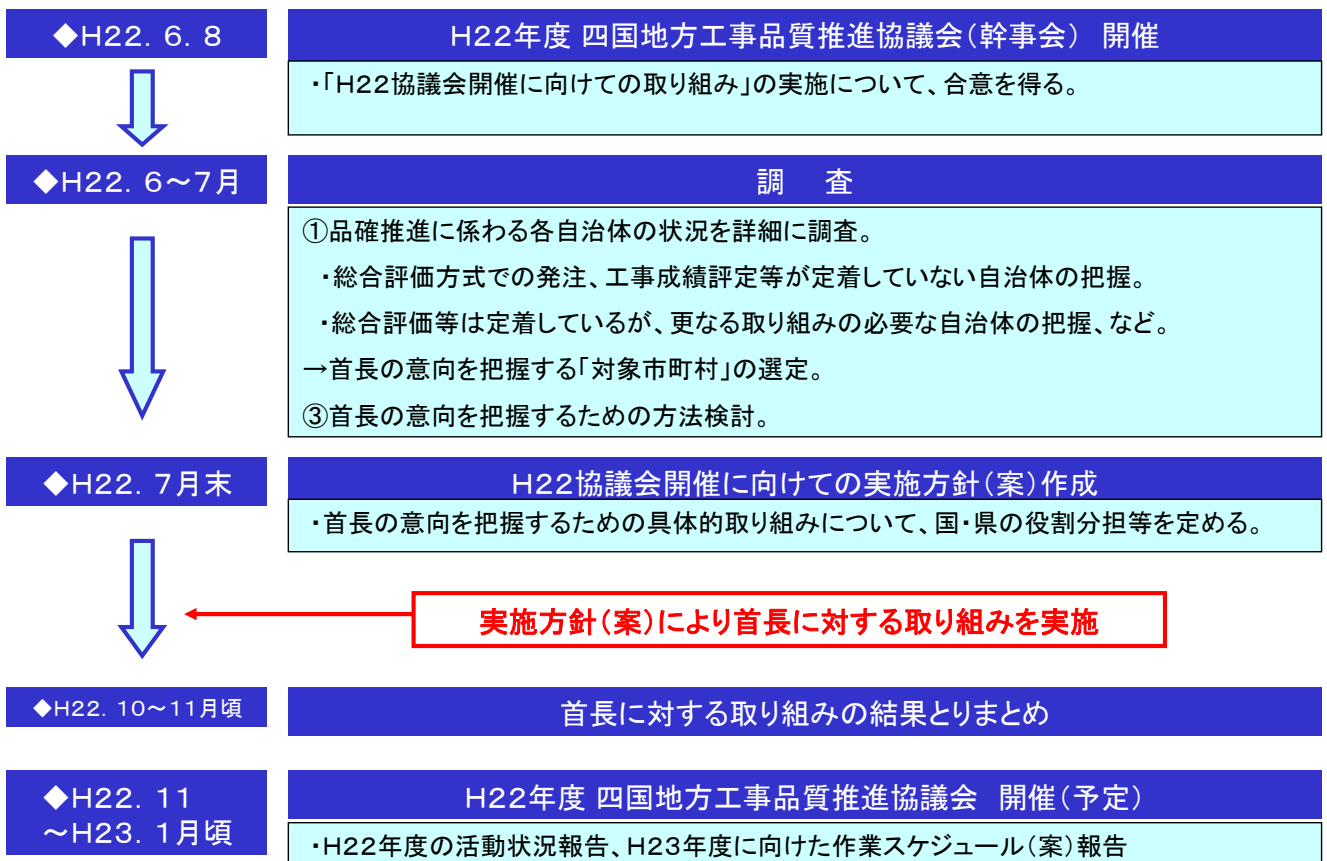
特に、総合評価方式による発注体制が十分に確立していない市町村、工事成績評価がなされていない市町村の首長を対象に、国・県担当者が直接訪問して意見交換を行い、首長の意向を把握する。

### ②H23に向けた作業スケジュール(案)の作成

首長からいただいた意見等を取りまとめ、各自治体の状況に応じた適切な支援をH23年度から行うための、作業スケジュール(案)を作成する。

P. 31

# H22協議会開催に向けての取り組み(スケジュール案)



P. 32

## 5. 情報提供

平成22年6月8日  
四国地方整備局

P. 33

## 入札契約制度の更なる改善について

平成22年6月8日  
四国地方整備局 建政部

P. 34



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 入札契約制度の更なる改善について

平成22年9月16日

今月5日に発表した「総合評価方式の透明性の確保等に関する改善策」に引き続き、入札契約制度の改善はできるものから順次実施していくという観点から、企業の経営評価・下請企業対策の2点について、以下のおり改善の方針を取りまとめました。

### 1. 企業の経営評価に関する改善の方針

#### (1) 経営事項審査制度

公共工事に参加する企業の経営を事前に評価する「経営事項審査」について、ペーパーカンパニー等が不正に高得点をとるなどの防止を主眼に、企業実態をより公正に評価できるよう、次の取り組みを進めます。

① 一括下請負による完成工事高の嵩上げなど現場レベルでの不正を排除するため、立入検査など現場での監督を強化

② 利益の氷増しなど実態のない虚偽申請を排除するため、虚偽申請の疑いのある企業の抽出を強化するとともに、重点審査を実施

③ 技術者数評価のあり方、再生企業の取扱い、社会性評価項目(W点)のあり方などの審査基準について、中央建設業審議会における検討を踏まえて見直し

#### (2) 入札ボットの拡大

市場機能を活用したリアルタイムの企業評価を進めるため、入札前に履行の確実性を金融機関が保証する「入札ボット」の対象工事の拡大に取り組めます。

① 国土交通省直轄工事において、入札ボットの対象工事をこれまでのWTO対象工事から、原則としてBランクの工事まで拡大

② 地方公共団体等にも導入・拡大を働きかけ

### 2. 下請企業対策に関する改善の方針

多くの労働者が働く下請建設企業へのしわ寄せを防止する観点から、次の取り組みを進めます。

① 契約の明確化・拘束性を図るため、書面による契約を徹底するとともに、標準請負契約約款について、中央建設業審議会における検討を踏まえて改正

② 信託の活用や支払ボットなど、諸外国における下請保護方策を参考しつつ、我が国における新たな下請代金保全策の導入を検討

③ 元請の入札前の見積りの適正化や下請への適切な支払いを促進するため、下請企業の見積りを踏まえた入札契約方式を試行

④ 違法行為等に厳格に対応するため、地方公共団体との連携を強化し、違法行為等に対する取組み、指導監督を強化

3. これらの取り組みについては、4月以降、できるものから順次実施していく予定です。

### 添付資料

参考資料(PDF ファイル148KB)



[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13\\_hh\\_000072.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000072.html)

2010/05/27

### お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設課 企画専門官 橋原 宣文

TEL: (03)5253-8111 (内線2473) 直通 (03)5253-8277

国土交通省総合政策局建設課 課長補佐 諸岡 昌浩

TEL: (03)5253-8111 (内線24723) 直通 (03)5253-8278

国土交通省大臣官房技術調査課 課長補佐 阿部 俊彦

TEL: (03)5253-8111 (内線22334) 直通 (03)5253-8220

国土交通省大臣官房地方課 課長補佐 田村 真一

TEL: (03)5253-8111 (内線21954) 直通 (03)5253-8919

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13\\_hh\\_000072.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo13_hh_000072.html)

2010/05/27

**【改善の方針】** 企業の経営実態をより公正に評価する観点から、公共工事に参加する企業の経営を事前に評価する「経営事項審査」について、ペーパーカンパニー等が不正に高得点をとることの防止を主眼に改善に取り組むとともに、市場機能を活用したリアルタイムの企業評価を進めるため、入札前に履行の確実性を金融機関が保証する「入札ボンド」の対象工事を拡大する。

## (1) 経営事項審査制度

### (1)－① 現場での不正の取締り強化

現場レベルでの不正(一括下請負による完成工事高の嵩上げ、技術者の配置義務違反など)により、ペーパーカンパニーの評点が不当に高くなっている可能性



都道府県とも連携して、立入検査など現場での監督を強化

### (1)－③ 審査基準の更なる見直し

技術者数評価のあり方、再生企業の取扱いや社会性評価項目(W点)のあり方等について多様な要望



審査基準の更なる見直し(中央建設業審議会で検討)

### (1)－② 虚偽申請のチェック体制強化

実態のない虚偽申請(利益や技術者数の水増し等)により、評点が不当に高くなっている可能性



異常値検出等により、虚偽申請の疑いのある業者の抽出を強化するとともに、重点審査を実施

## (2) 入札ボンドの拡大

市場機能を活用した建設企業の経営面での評価の必要性



国土交通省直轄工事において、入札ボンド対象工事の拡大  
 (現在)WTO対象工事  
 → 原則としてBランクの工事まで拡大  
 地方公共団体等にも導入・拡大を働きかけ

**【改善の方針】** 多くの労働者が働く下請へのしわ寄せを防止する観点から、新たな下請代金保全策の導入の検討や、下請企業の見積りを踏まえた入札方式の試行に取り組むとともに、標準請負契約約款の改正について、建設業法に基づき中央建設業審議会における検討を開始する。

### 2－① 書面契約の促進・約款の改正等

契約・取引の対等化・明確化が必要



- i) 書面による契約の促進
- ii) 標準請負契約約款の改正  
(中央建設業審議会で検討)
- iii) 発注者・受注者間の不適切な行為等をガイドラインとして明確化し、周知徹底
- iv) トラブルの未然防止や迅速な解決のため、契約当事者から中立的な第三者の活用を促進

### 2－③ 下請の見積りを踏まえた入札方式

元請の入札前で見積りを適正化するとともに、下請への適切な支払いを担保することにより下請や労働者を保護する必要



- 下請リスト提出入札方式(仮称)の試行
- ・専門工事の施工内容が特に重要な工事等を想定
  - ・下請が元請に提出した見積書を、元請が発注者に提出
  - ・見積り額を下回る金額での下請契約の原則禁止

### 2－② 新たな下請代金保全策導入の検討

元請倒産時等に、下請代金が保全される必要



信託の活用や支払ボンドなど、諸外国における下請保護方を参考にしつつ、我が国における新たな下請代金保全策の導入を検討

### 2－④ 取締り、指導監督の強化

違法行為等への適切な対応が必要



- 地方公共団体との連携の強化
- ・知事許可業者に対する指導監督の強化
  - ・都道府県と共同して研修会の開催を検討
  - ・建設業取引適正化推進月間(仮称)の創設
- 違法行為等を改善するための措置の強化
- ・立入検査に重点調査項目を設定
  - ・公正取引委員会との連携の強化

国総建第23号  
平成22年4月28日

都道府県知事 へ

国土交通省建設流通政策審議官

建設業の法令遵守に対する取組の充実について

建設業を取り巻く厳しい環境を踏まえつつ、技術と経営に優れた建設企業が生き残り、成長する環境を整備していく上で、建設業の法令遵守を徹底していくことが極めて重要です。

こうした観点から、これまで、「経営事項審査の改正等について（平成20年1月31日付け国総建第268号国土交通省建設流通政策審議官通知）」、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（平成21年12月1日付け国総入企第14号建設流通政策審議官通知）」等により、経営事項審査の虚偽申請の防止や下請契約及び下請代金支払適正化の徹底等について要請してきたところです。

しかし、依然として、公共工事の一括下請負や現場技術者の配置義務違反等の工事現場における不正行為、利益や技術者の水増し等の経営事項審査の虚偽申請、元請から下請への違法・不当なしわ寄せ等についての指摘がある状況です。このような指摘に対応し、国土交通省においては、平成22年3月16日に「入札契約制度の更なる改善」の一環として、特に「経営事項審査制度の改善」及び「下請企業対策を含む取引全般の適正化」の観点から、建設業の法令遵守に対する取組の充実について別添のとおりとりまとめたところです。

建設業法においては、下請代金支払遅延等防止法と異なり、建設業者に対する取締りや指導監督は国土交通大臣及び都道府県知事の権限・責任とされており、また、建設業者の大半を都道府県知事許可業者が占めていることから、法令遵守の徹底については、国土交通省と都道府県が密接な連携を図りつつ強力的に対応していくことが不可欠です。

こうした状況を踏まえ、各都道府県におかれては、国土交通省の建設業許可部局（地方整備局等）との連携を図りつつ、下記の事項について積極的に取り組まれるよう要請します。

記

1. 書面による契約の促進について  
工事の請負契約の基本となる書面による契約の締結に関する指導の強化。
2. 経営事項審査制度の改善について
  - ① 一括下請負、現場技術者の配置義務違反等の工事現場における不正行為に対する取締りの強化。
  - ② 経営事項審査の虚偽申請に対するチェック体制の強化。
3. 下請企業対策を含む取引全般の適正化について  
下請いじめの排除、適正な代金支払等の都道府県知事許可業者に対する指導監督の強化、特に立入検査の実施。建設業者等に対する研修会の開催、建設業取引適正化推進月間（仮称、詳細については後日通知）の創設と関連事業の実施等。

# 建設生産システム効率化の取り組み

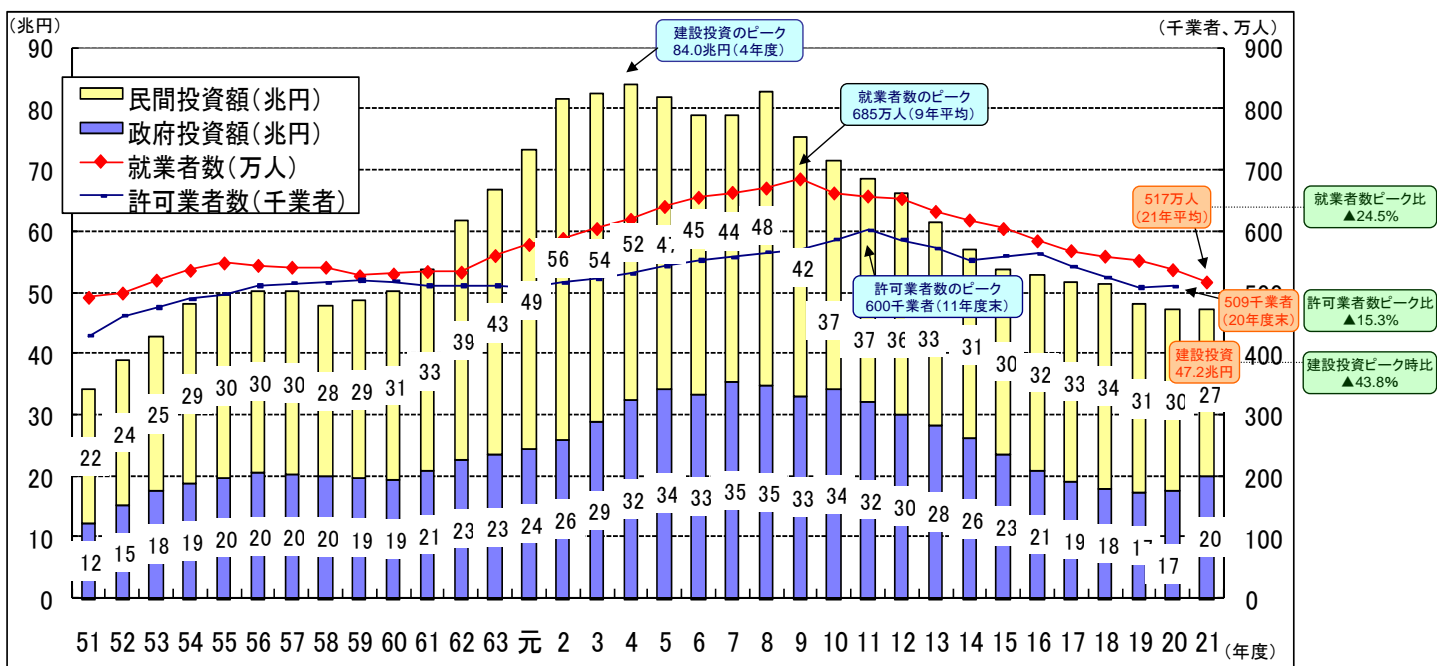
平成22年6月8日

四国地方整備局 企画部 技術管理課

P. 41

## 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成21年度見通し)は約47兆円で、ピーク時(4年度)から約44%減。
- 建設業者数(20年度末)は約51万業者で、ピーク時(11年度末)から約15%減。
- 建設業就業者数(21年平均)は517万人で、ピーク時(9年平均)から約25%減。 ※21年12月は526万人(前年同月比2万人減)。



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」  
 注1 投資額については平成18年度まで実績、19年度・20年度は見込み、21年度は見通し  
 注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値  
 注3 就業者数は年平均

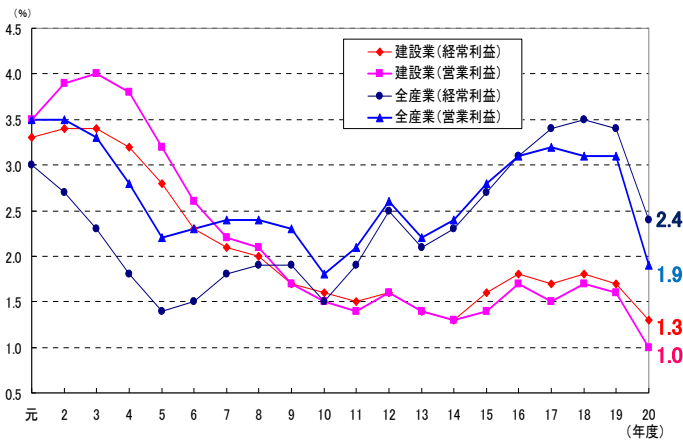
P. 42



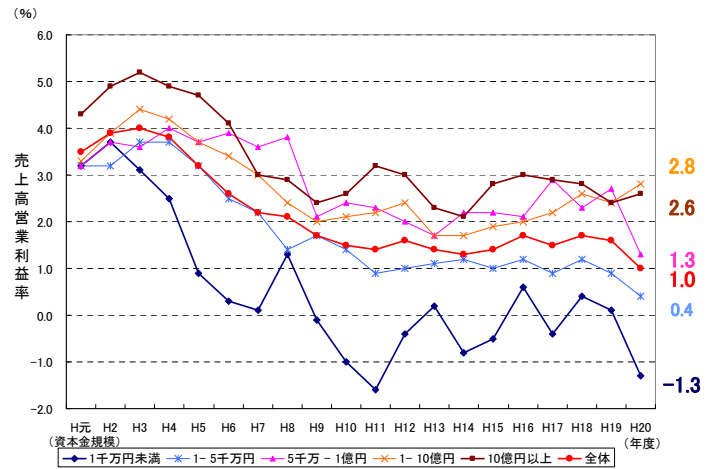
# 建設業の利益率・規模別売上高営業利益率の推移

- 産業全体において利益率が大幅に低下、建設業も投資の減少等により、利益率が低迷している。
- 企業規模の小さい建設業者ほど、利益率が低迷している。

建設業の利益率の推移



建設業の規模別売上高営業利益率の推移



建設業	平成3年度 (利益率のピーク)	平成4年度 (建設投資のピーク)	平成20年度 (対ピーク比)
営業利益率	4.0%	3.8%	1.0% (▲3.0pt)
経常利益率	3.4%	3.2%	1.3% (▲2.1pt)

出所: 財務省「法人企業統計」 43

## 工事を受注したが採算がとれなかった理由について

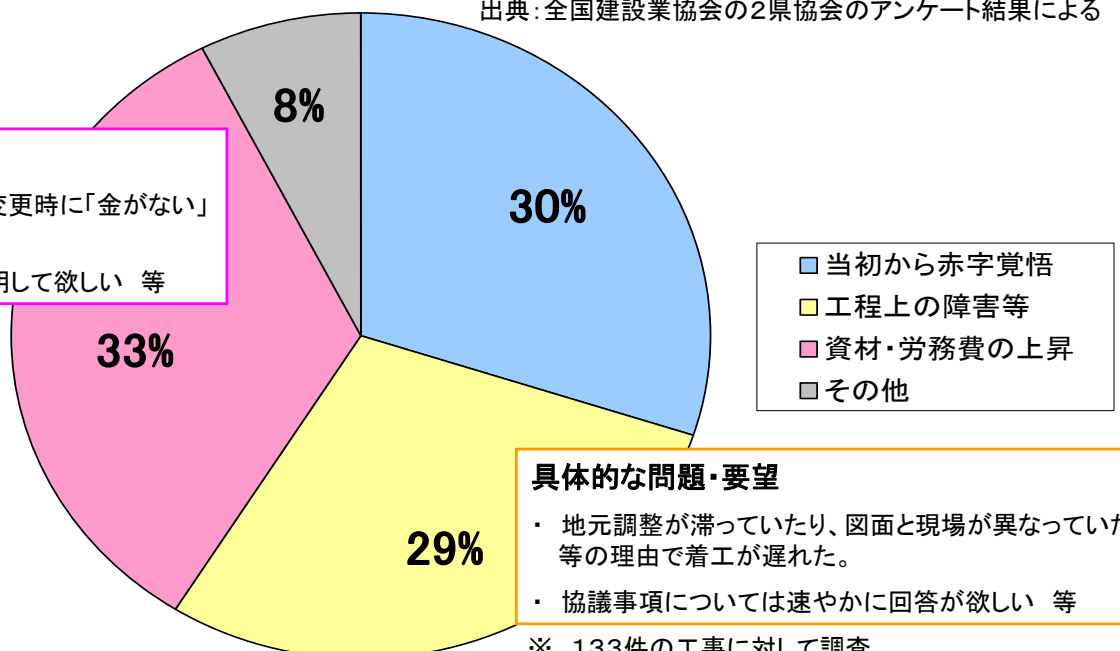
採算がとれなかった理由は、大きく以下の3つにわけられる。

- ① 入札段階 (当初から赤字覚悟)
- ② 施工段階 (工程上の障害等)
- ③ 精算段階 (資材・労務費等の上昇)

出典: 全国建設業協会の2県協会のアンケート結果による

### 具体的な問題・要望

- ・ 施工させておいて、変更時に「金がない」というのはアンフェア
- ・ 変更理由を詳しく説明して欲しい 等

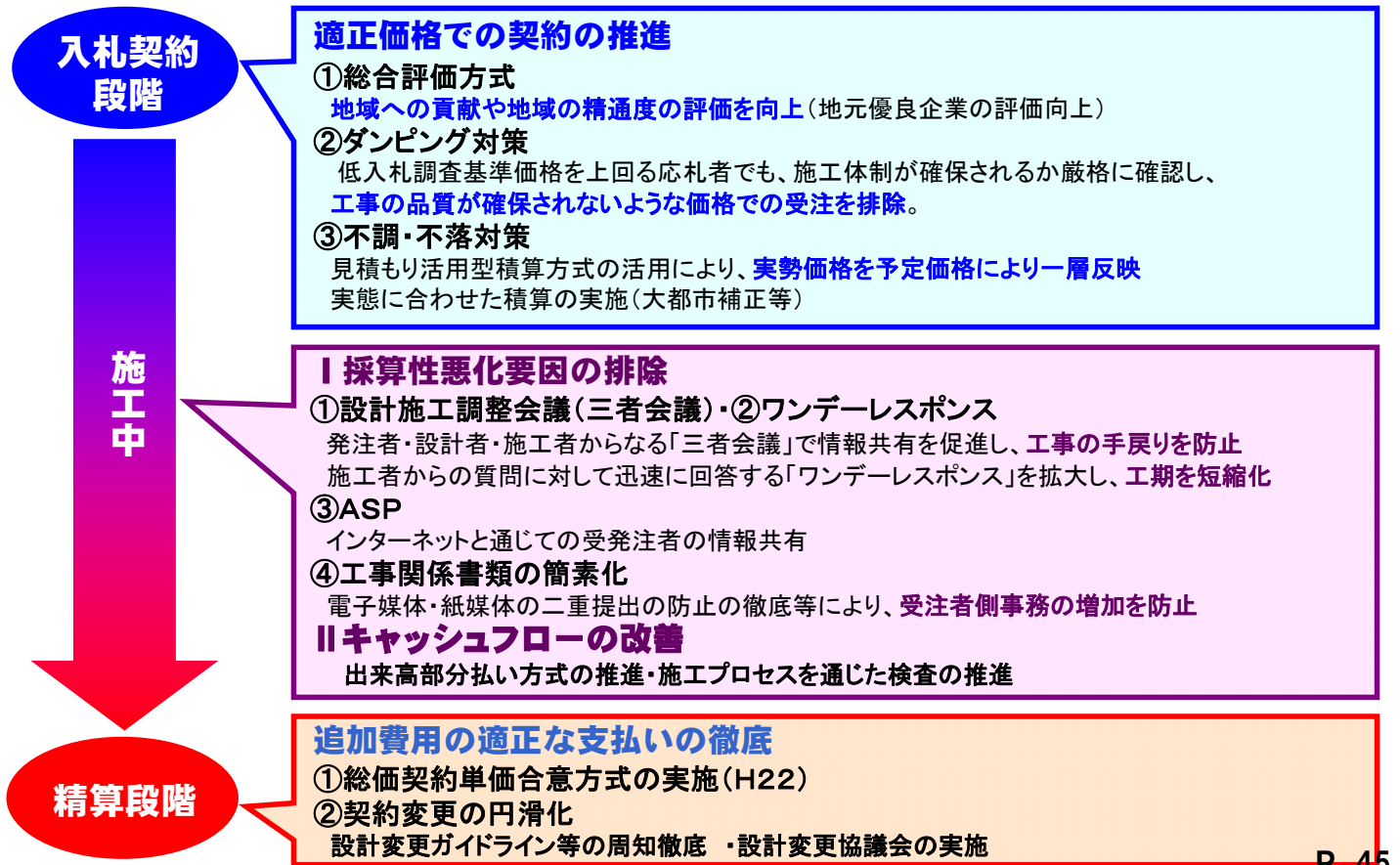


### 具体的な問題・要望

- ・ 地元調整が滞っていたり、図面と現場が異なっていた等の理由で着工が遅れた。
- ・ 協議事項については速やかに回答が欲しい 等

※ 133件の工事に対して調査

(複数回答のため、回答総数は250件)



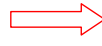
## ◆入札段階での取り組み ～適正価格での契約推進～

# ◆適正価格での契約の推進

## ①総合評価落札方式

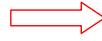
工事

優秀な技術者を幅広く評価



◆県工事での成績を評価

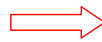
企業の経営体制及び地域防災力の確保



◆災害に伴う出勤実績を評価  
◆災害時の事業継続力(BCP)の評価  
(H22. 4. 1適用)

業務

適正な価格での契約

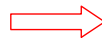


◆履行体制確認型の試行(検討中)

## ②ダンピング対策

工事

調査基準価格  
予定価格の3分の2から10分の8.5



◆調査基準価格の改訂(H21. 4. 1適用)  
予定価格の10分の7から10分の9

業務

土木コンの例	調査基準価格の割合 (新)	調査基準価格の割合 (旧)	設定の範囲
直接人件費	100%	100%	60~80% (改定なし)
直接経費	100%	100%	
技術経費	60%	50%	
諸経費	60%	50%	

※適用  
平成22年4月1日以降  
公告する案件

## ③不調・不落体策

工事

- ◆施工箇所が点在する工事の積算手法の試行(H22. 4. 1適用 試行工事抽出中)
- ◆大都市補正(間接工事費)対象地域の拡大(四国対象外)
- ◆日当たり作業量の補正(直接工事費)の試行(四国対象外)

P. 47

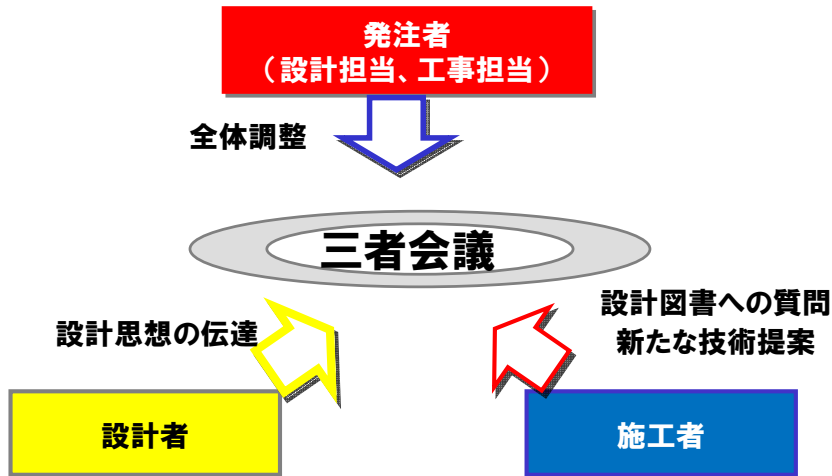
# ◆施工段階での取り組み ～①採算性悪化要因の排除～

P. 48

# ①設計施工調整会議(三者会議)

## ・設計施工調整会議(三者会議)とは、

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者の三者による『設計施工調整会議(三者会議)』を実施し、**設計思想の伝達及び情報共有**を図る取り組み

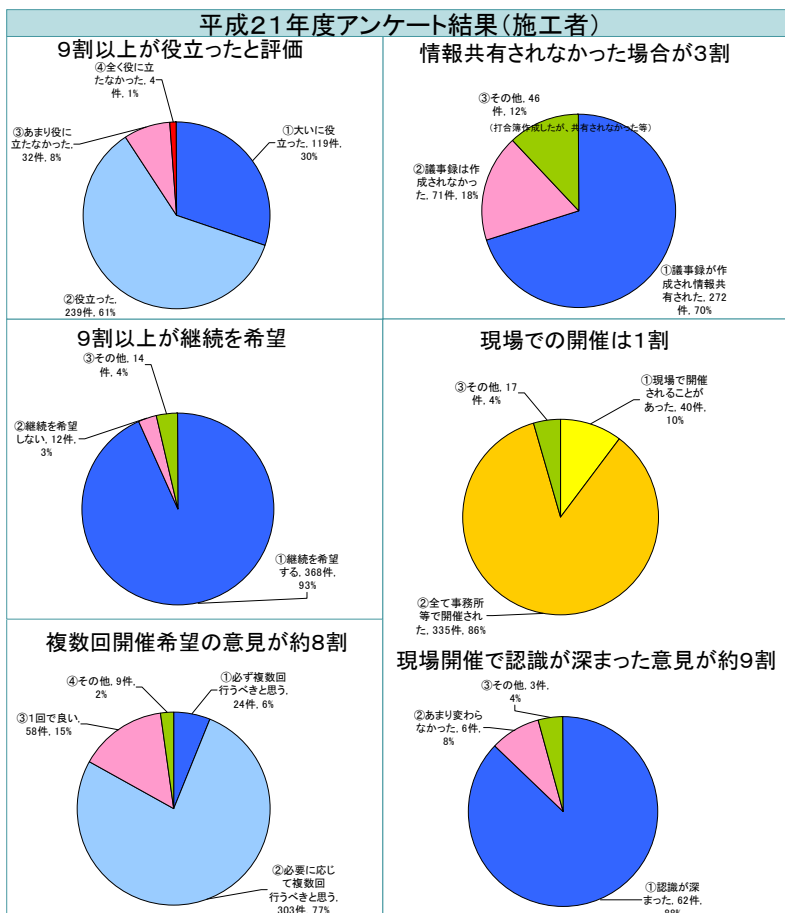


【H12年度】 中国地方整備局において試行  
 【H19年度】 約1,500件で実施  
 【H20年度】 約2,000件で実施  
 【H21年度】 重要構造物全てで実施

やりとりの例

- ・設計の考え方の説明(設計者)
- ・照査結果の報告(施工者)
- ・関係機関との調整状況等(発注者)

# 設計施工調整会議(三者会議) 重点方針

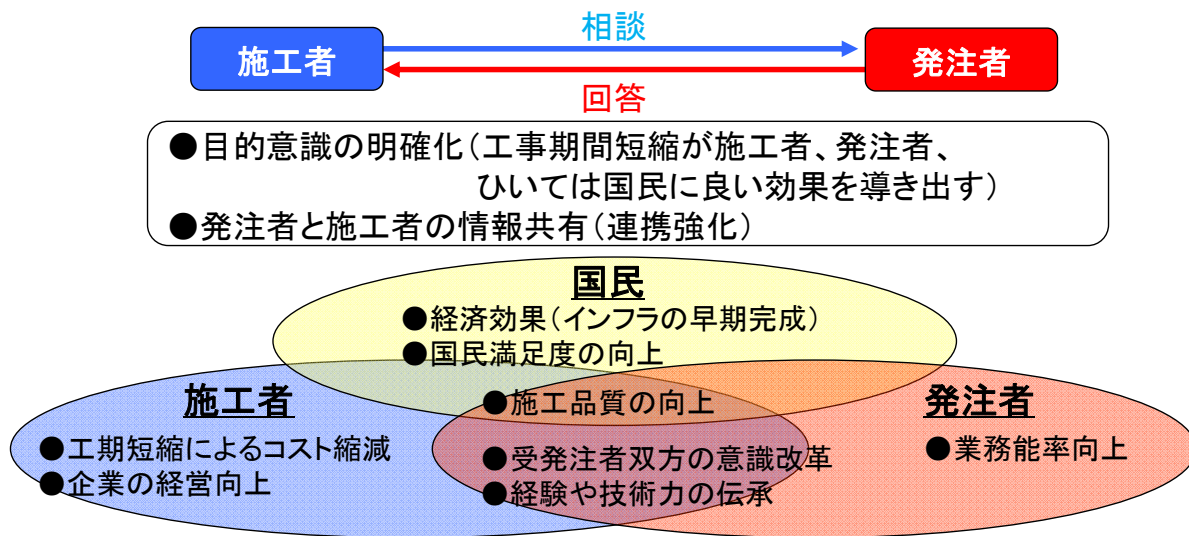


アンケート結果等を踏まえ、「設計施工調整会議(三者会議)」の重点方針を以下のとおりとし、H22年度より、各地整等で展開

- ①重要構造物工事については全て実施する。受発注者の協議により、これ以外の工事についても対象とする。**
  - ・橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事は全て実施
  - ・その他、法面工、擁壁工など、必要に応じ対象にする
- ②受発注者の協議により、現場開催とする。**
  - ・重要構造物の変更を伴う場合
  - ・現地状況と設計時との相違がある場合 等
- ③受発注者の協議により、複数開催とする。**
  - ・大幅な設計変更等が発生した場合
  - ・重要構造物の変更が発生した場合 等
- ④議事録を作成し、情報共有する。**
  - ・議事録を作成し、三者で情報共有する。

## ②ワンデーレスポンス

- ・ワンデーレスポンスとは、  
受発注者で問い合わせ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することにより、待ち時間を最低限に抑える取り組み

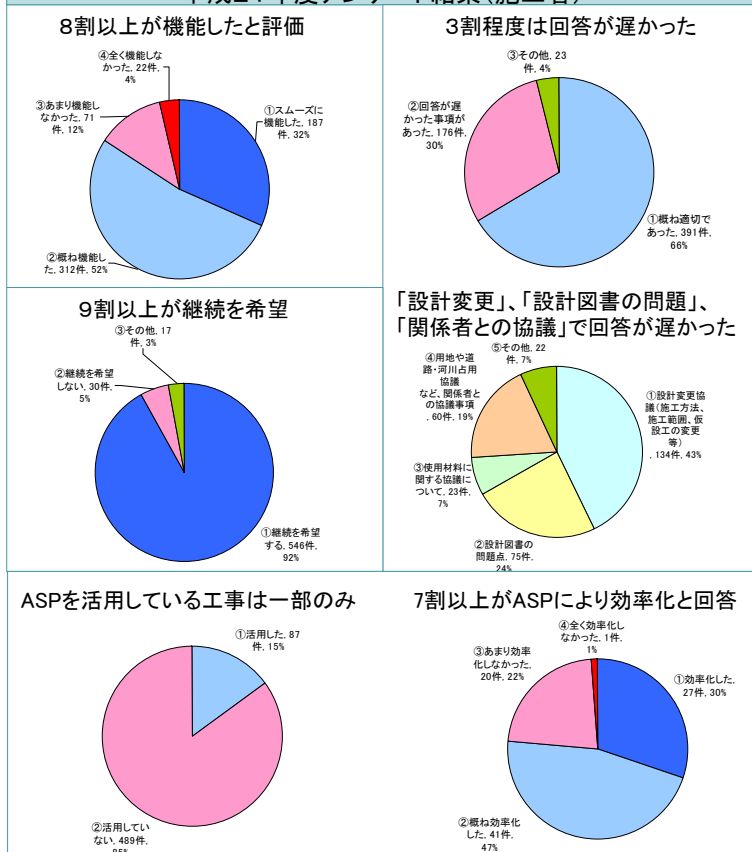


- 【平成18年度】 北海道で15件の試行工事を実施
- 【平成19年度】 全国の直轄工事で約2,500件以上で実施、フォローアップ
- 【平成20年度】 フォローアップ結果を踏まえさらに対象工事を拡大(約4,000件程度)
- 【平成21年度】 河川・道路の全ての直轄工事で実施(約10,000件程度)

P. 51

## ワンデーレスポンス 重点方針

### 平成21年度アンケート結果(施工者)



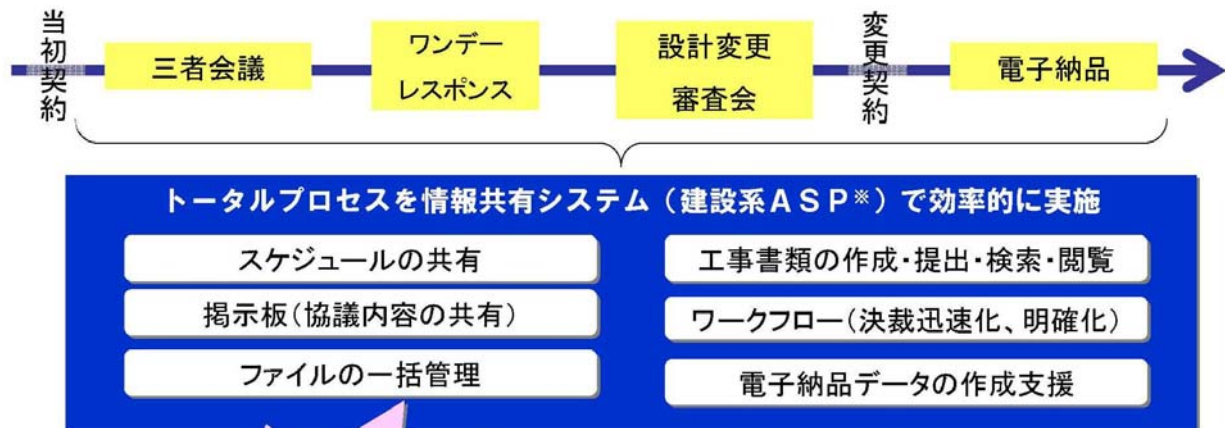
アンケート結果等を踏まえ、「ワンデーレスポンス」の重点方針を以下のとおりとし、H22年度より、各地整等で展開

- ①引き続き、全工事でワンデーレスポンスを実施する。**
  - ・H21年度より、河川・道路の直轄工事全てで実施中。
- ②ASPの導入推進を図る。**
  - ・H21年度下半期より、約1,000件の直轄工事で実施中。
  - ・試行状況について、受発注者にアンケート調査を実施中であり、課題の抽出、対応策を検討する。
- ③回答にあたっては、回答時期を明示する。**
  - ・適切に回答するため、また、全て1日で回答するという誤解を防ぐ意味でも、回答時期を明示する。
- ④必要に応じ、施工者からの回答期限の提示を求める。**
  - ・適切に回答をするため、施工者から回答期限の提示を求める。

P. 52

### ③ASPサービス利用による受発注者間のコミュニケーション円滑化

受発注者間の適切な情報共有、書類の簡素化につながる「ASP※」の導入により、「三者会議」、「ワンデーレスポンス」、「設計変更審査会」などの取り組みの円滑化を支援。



- ・工事書類のやりとりの効率化
- ・意思決定過程の明確化
- ・電子納品の編集の円滑化
- ・新しい現場関係の再構築

※ ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)

公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者。

◆電子納品関連URL:[http://www.cals-ed.go.jp/index\\_dl\\_rev20\\_taiou.htm](http://www.cals-ed.go.jp/index_dl_rev20_taiou.htm)

P. 53

### ④工事書類簡素化の取り組み

#### 課題1 そもそも作成する工事書類が多い

- ➡ ① 工事書類の更なる簡素化・削減
  - ・「**土木工事書類作成マニュアル**」(平成21年度全国で作成)
  - ・作成する工事書類の**更なる簡素化・削減**(平成22年度検討項目)
- ➡ ② ASPなど新技術の導入による省力化
  - ・**ASP等の情報共有システム**を活用した工事書類の簡素化(平成22年度検討項目)
  - ・**情報化施工**などの活用による業務及び工事書類作成の効率化・簡素化(平成22年度検討項目)

#### 課題2 設計変更に係る資料の作成ルールが不明瞭

- ➡ ③ 契約変更に係わる作成資料のルール化
  - ・「設計変更ガイドライン」等の周知徹底(平成21年度全国の特記仕様書に記載)
  - ・「**設計変更ガイドライン**」等に基づく資料のルールづくり(平成22年度検討項目)  
(変更根拠資料・変更図面・変更数量計算書等の作成者の明確化)

#### 課題3 電子納品する工事書類が工事毎にまちまち

#### 課題4 紙の工事完成図書と電子成果品の二重納品の発生

- ➡ ④ 電子化の必要性を考慮した電子納品書類の絞り込み(全国統一)
  - ・電子納品の運用見直し(平成22年度関係ガイドライン等を改訂予定)
- ⑤ 電子書類の検査方法の明確化(平成22年度検討項目)

P. 54

# ◆施工段階での取り組み ～②キャッシュフローの改善～

P. 55

## ◆施工プロセスを通じた検査について

### 背景

【発注者懇談会中間取りまとめ(H18.9)】

#### 1) 施工プロセスを通じた検査への転換

工事等の品質低下が懸念される中、受注者との信頼関係や発注者の体制を前提とした従来の限定的な監督・検査ではこれらへの対応が困難となっていることを踏まえ、これからは、施工プロセスを通じた検査の枠組みへと転換し、体制の強化を図る必要がある。

#### 【①監督・検査を取り巻く環境】

##### ✓監督職員の業務増大

- ・総合評価の拡大(技術提案等の契約事項確認)
- ・地元調整業務の増加  
(住民意識の高まり、苦情件数の増加)
- ・土木技術の専門化・多様化

##### ✓自主施工の原則と監督職員の関与の齟齬

##### ✓公務員定員削減の流れ

#### 【②監督業務の実態】

##### ✓現場の確認頻度の減少

##### ✓現場技術員による現場確認

#### ③粗雑工事等の増大



(請負者)自主施工の原則の徹底  
(発注者)検査の強化

- ・監督・検査体制の見直し
- ・施工プロセスを通じた検査への転換

P. 56

# 平成22年度「施工プロセスを通じた検査」の導入

## 1. 施工プロセス導入の目的

- ① 「施工プロセスを通じた検査」導入(以下、施工プロセスの導入)による**工事目的物の品質確保**。
- ② 工事代金大きい工期の長い工事における**キャッシュフローの改善**。

## 2. 「施工プロセスを通じた検査」導入対象工事

- ① 工事の難易性、工事目的物の影響の大きさから、**品質確保を図る必要性が高い工事**。
- ② **キャッシュフローの改善効果が大きい工期の長い工事**。

## 3. 「施工プロセスを通じた検査」導入における必要な対応

「施工プロセスを通じた検査」については、平成19年度より試行工事として実施してきたところであるが、これまでの試行工事において確認された問題や、全国地方整備局出張所長代表者会議における意見などから、以下の項目を重点的に実施。

- ① 「施工プロセスを通じた検査」を導入する場合の**体制整備(特に、品質検査員の確保)**。
- ② 「施工プロセスを通じた検査」を導入した場合の**監督・検査業務の役割分担に応じた施工**。
- ③ **出来高部分払方式の一体実施**。

# 施工プロセスを通じた検査における現場の確認頻度

## ① 通常の監督・検査の現場確認

監督	契約の適正な履行を確保するための確認	「段階確認」・「指定材料確認」等の現場確認
検査	給付の完了の確認	中間技術検査 中間技術検査 完成検査(技術検査)

※ ●●ともに検査職員が実施。●の場合のみ、支払ができる。

## ② 施工プロセスを通じた検査導入時の現場確認

監督	契約の適正な履行を確保するための確認	施工プロセス確認結果の確認により実施 (条件変更の確認等、その他現場における業務は従来通り)
検査	給付の完了の確認	既済部分検査 既済部分検査 既済部分検査 既済部分検査 完成検査(技術検査)
	施工プロセスの確認(検査補助業務)	

※ ●は総括検査職員、●は主任検査職員が実施。●●ともに支払ができる。▶は品質検査員が実施。

## 現場確認頻度及び支払頻度

確認頻度の増加により、品質の確保及び粗雑工事防止、かつ受注者への支払頻度は増加。

① 通常の監督・検査	▶▶▶●▶▶▶●▶▶▶●
② 施工プロセスを通じた検査	▶▶▶●▶▶▶●▶▶▶●▶▶▶●▶▶▶●



# 施工プロセスを通じた検査の試行 (H22.3改定のポイント)

## 改定のポイント1 試行対象工事の拡大

予定価格3億円以上の低入札工事の他に以下の工事を追加し、試行対象工事を拡大した。

### ○ 一般土木工事

予定価格	試行対象工事
A (7.2億円以上)	難易度が高く工期が長いため、原則として全ての工事
B (3.0億円以上7.2億未満)※	難易度がⅢ以上で、国債工事及び地方整備局長が必要と認める工事 低価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約する全ての工事
C (0.6億円以上3.0億未満)	1億円以上の難易度がⅢ以上の工事のうち、事務所長が必要と認める工事

※上記の他、低入札価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約する工事全て

### ○ 鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事

予定価格	試行対象工事
3.0億円以上	難易度が高く工期が長いため、原則として全ての工事
1.0億円以上3.0億円未満	難易度がⅢ以上の工事のうち、事務所長が必要と認める工事

## 改定のポイント2 中間技術検査の省略

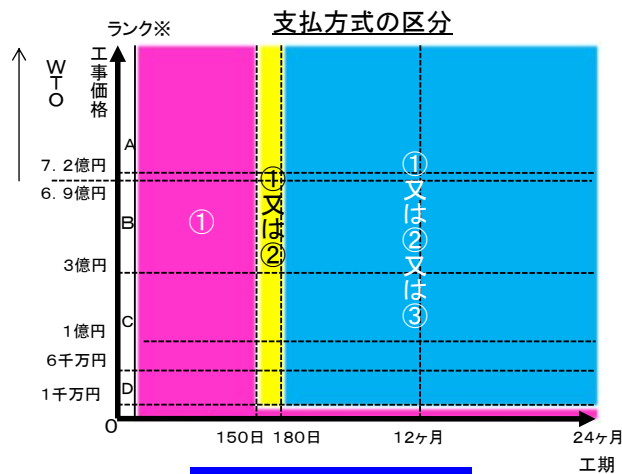
品質検査員がとりまとめた「施工プロセス検査チェックシート」等の確認による完成技術検査により、中間技術検査は原則として省略した。(地整局長等が必要と認める場合は実施することもあります)

## 改定のポイント3 監督職員と品質検査員の業務内容の明確化

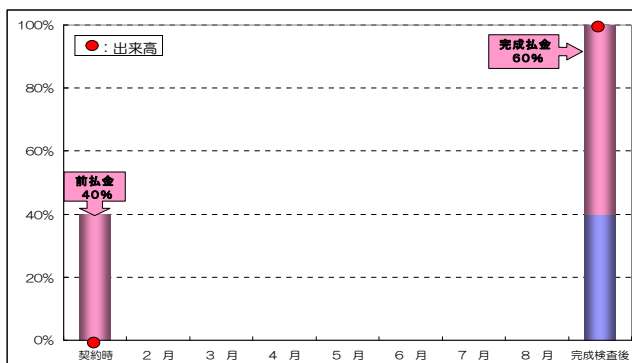
通常工事において監督職員が実施する「指定材料確認」、「工事施工の立会」、「段階確認」を品質検査員が実施し、その結果により、監督職員が施工状況を確認することを明確にした。

P. 59

# 公共工事における支払い方式について

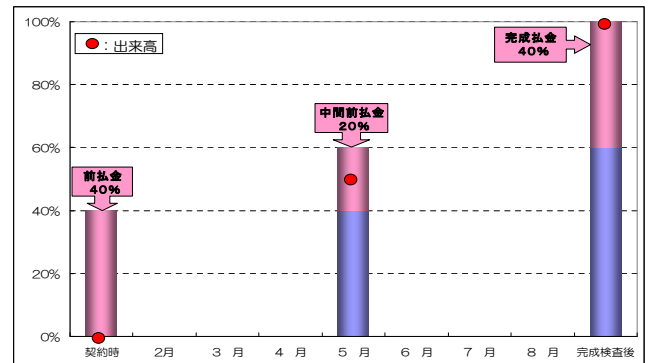


### ① 前払い方式



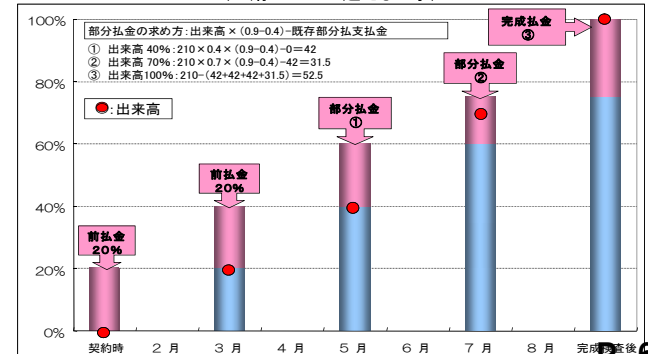
### ② 中間前払い方式

(請負代金1,000万円以上かつ工期が150日を超える工事)



### ③ 出来高部分払い方式

(工期が180日を超える工事)



P. 60

# ◆精算段階での取り組み

## ～追加費用の適正な支払いの徹底～

P. 61

### ①総価契約単価合意方式の実施

#### 1. 背景

・双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定、部分払い金額の算定等の単価等を、前もって協議して合意しておくことにより、円滑化を図る。

#### 2. 対象工事

原則として、全ての土木工事等において実施。

#### 3. 実施方法

・単価等を個別に合意する方式(単価個別合意方式)を基本。  
ただし、分任支出負担行為担当官の発注工事においては、請負者の希望により、当初契約時の予定価格に対する落札価格の比率を乗じ、単価等を包括的に合意する方式(単価包括合意方式)も可能とする。

#### 4. 実施時期

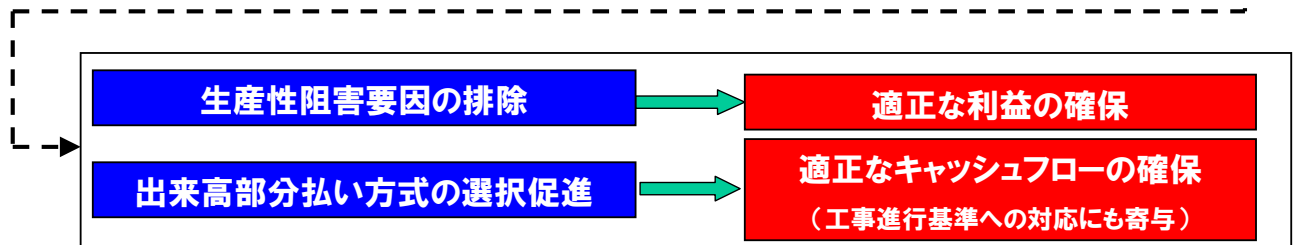
平成22年4月1日以降に入札公告を行う工事より適用

P. 62

# 総価契約単価合意方式の本格導入

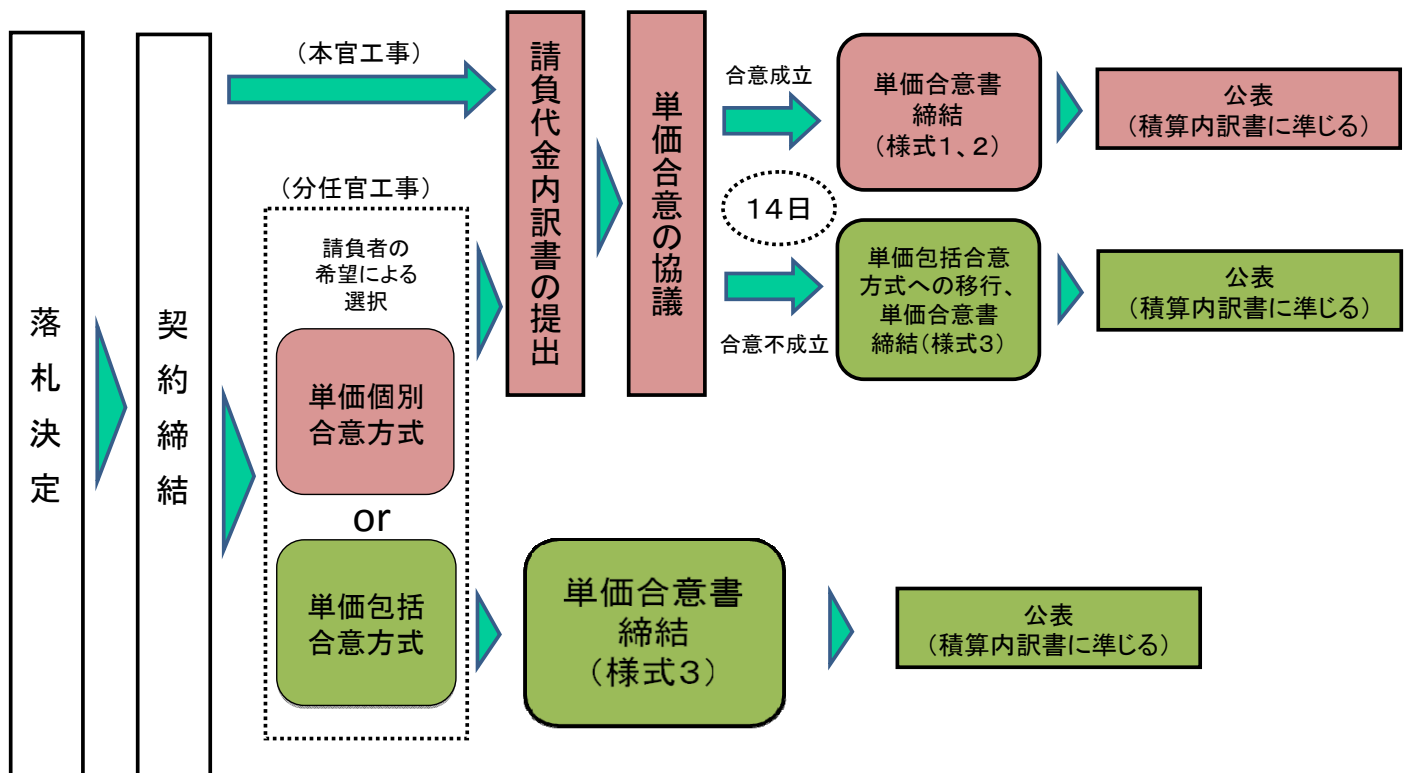
【現状と導入後の比較】

要素	現状	導入後
契約方式	総価で契約	総価で契約 単価で合意(レベル4を想定)
設計変更額算定に用いる単価	当初官積算に基づく単価 <b>片務性の存在</b>	受発注者間で合意した単価 <b>双務性の向上</b>
特徴	請負企業の技術的特性等が反映されない額となるおそれ <b>設計変更協議の難航</b>	請負企業の技術的特性等が反映された額 <b>設計変更協議の円滑化</b>



P. 63

# 総価契約単価合意方式における手続きフロー

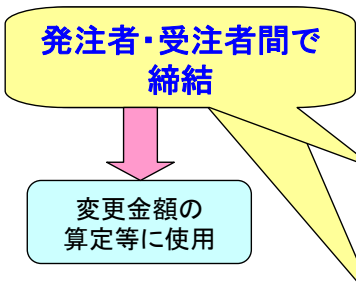


※請負代金内訳書の提出等、契約締結後の手続きは通常どおり。

P. 64

# 単価合意書〔単価個別合意方式の場合〕

単価協議の結果として「**単価合意書(合意単価を表示した「単価表」)**」を締結する。



単価表(例)

工事区分	工種	種別	細別	規格	契約単位	数量	合意単価	金額	適用
橋梁下部	造路土工	掘削工	掘削(土砂)		式	1		28,650,000	
					式	1		1,560,000	
					式	1		1,560,000	
RC橋脚工	作業土工				m3	5,000	912	1,560,000	
					式	1		27,090,000	
					式	1		500,000	
	場所打杭工		場所打杭	杭径 1200mm 杭長(設計長)20.0m	式	1		20,000,000	
					式	1		2,500,000	20,000,000
					本	8		2,500,000	20,000,000
橋梁躯体工(構造物単位)					式	1		5,590,000	
					式	1		25,000	4,000,000
					式	1		115,000	690,000
			鉄筋	SD345 D18~25	t	8.99		115,000	690,000
					t	7.50		120,000	900,000
					t	7.50		120,000	900,000
					式	1		28,650,000	
					式	1		4,700,000	
					式	1		1,020,000	
運搬費					式	1		1,020,000	
					式	1		3,660,000	
					式	1		33,350,000	
					式	1		8,000,000	
					式	1		41,350,000	
					式	1		3,660,000	
					式	1		45,000,000	
					式	1		2,250,000	
					式	1		47,250,000	

単価合意書(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日に契約した〇〇工事における契約の変更を用いる単価または金額(契約単位が一式的項目については単価ではなく金額)について、別添の「単価表」のとおり合意する。

以上、単価合意の証として本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 支出負担行為担当  
〇〇〇〇〇〇〇〇 印

請負者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇 印

細別に関する単価を合意

共通仮設費(率計上分)、現場管理費、一般管理費等は額で合意

なお、本単価表に記載のない工種が追加された場合については、変更時の価格を基礎として協議する。

## ◆設計変更における新規工種への適用

### これまでの設計変更の考え方

現行の積算基準においては、工事数量の増減、新規工種等全てにおいて、変更積算工事価格に落札率を乗じて、変更後の工事価格を算出。

### 設計変更の計算例

$$\text{変更後の工事価格} = \text{変更後の官積算工事価格} \times \frac{\text{変更前の請負額}}{\text{当初の官積算額}}$$

### 課題

新規工種の追加は、受注者が断ることも可能だが、実態としては、受け入れざるを得ないことが大部分

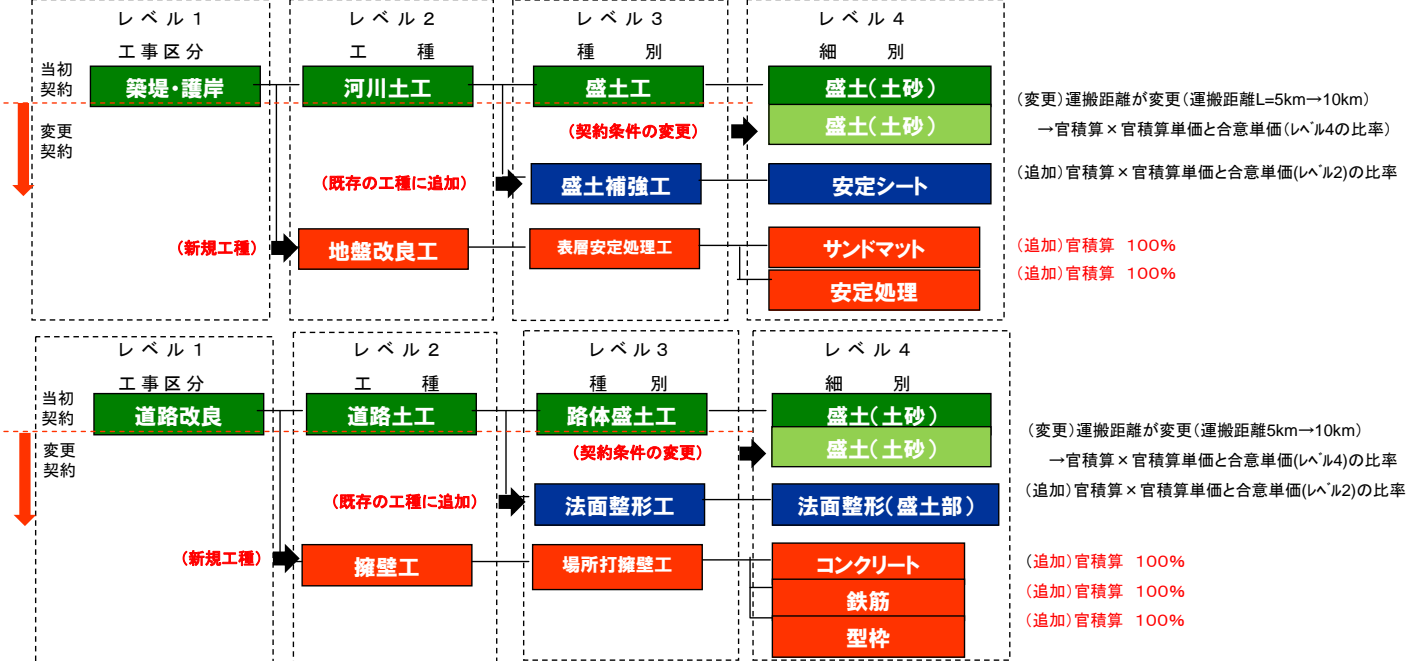
当初契約時の工種と新規工種とでは、施工体制が異なる場合がある

### 新しい設計変更の考え方

総価契約単価合意方式の導入に合わせ、「**新土木工事積算体系の工事工種体系ツリー**」を基本**レベル2工種を追加**した場合には、**新規工種と判断**し設計変更時に**官積算100%**で予定価格を算出する新たなルールを作成した。

# 総価契約単価合意方式における新規工種の扱い

## 【イメージ(築堤・護岸、道路改良工事における直接工事費の例)】

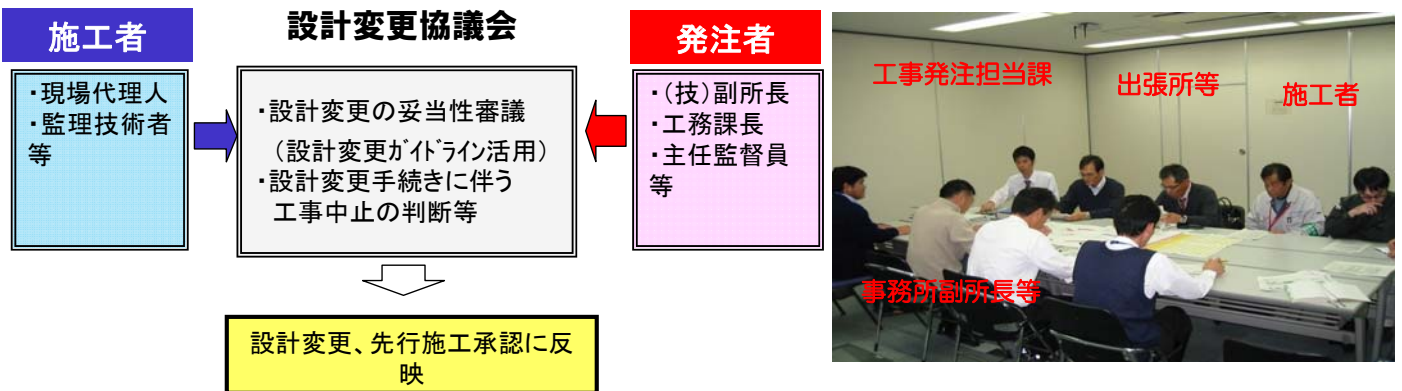


- 直接工事費及び共通仮設費(積み上げ分)の取扱
  - ・「数量の増減が著しく官積算単価が変動する場合を含む条件変更の場合」「施工条件が異なる場合」は、細別(レベル4)の比率(変更前の官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下この項において同じ)に変更後の官積算単価を乗じて積算する。
  - ・既存の工種(レベル2)に種別(レベル3)、細別(レベル4)が追加された場合は当該工種(レベル2)の比率を乗じて積算する。
  - ・工種(レベル2)が新規に追加された場合は、官積算単価にて積算する。
- 共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の取扱
  - ・対象額に対する合意価格の率に、直接工事費等の増減に応じたスケールメリットによる率を乗じた値を用いて算出する。

## ②設計変更協議会

### ・設計変更協議会とは、

設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と請負者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組み



【H17年度】関東地方整備局において試行  
 【H20年度】全ての整備局等で体制等の整備  
 【H21年度】工事区分によらず対象にするなど、対象範囲を拡大

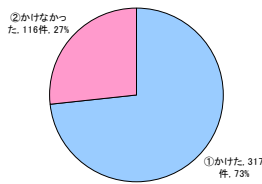
### やりとりの例

- ・用地取得難航による施工方法の変更協議
- ・地下水位の変更に伴う土留め工法の変更
- ・天災等に伴う工事中止の判断及び中止に伴う増加費用の協議

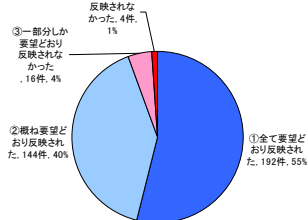
# 設計変更協議会 重点方針

## 平成21年度アンケート結果(施工者)

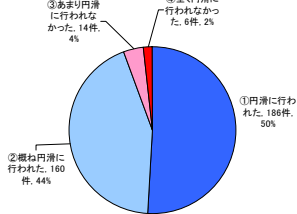
約7割で審査会にかけている状況



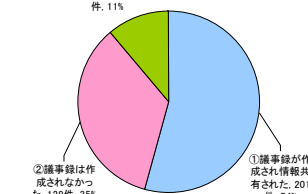
9割以上が要望が反映されたと回答



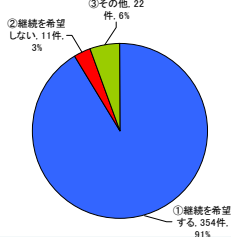
9割以上が円滑に行われたと評価



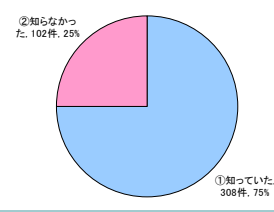
約3割で議事録が作成されず、情報共有されていない状況



9割以上が継続を希望



約1/4で設計変更ガイドラインが認識されていない状況



アンケート結果等を踏まえ、「設計変更協議会」の重点方針を以下のとおりとし、H22年度より、各地整等で展開

- ① **全ての工事について、軽微な数量清算等の変更以外は、設計変更審査会の対象とし、受注者からの協議を受け付ける。**
  - ・構造変更、現地条件変更時
  - ・工事の一部、一時停止時 等
- ② **受発注者の協議により、現場開催とする。**
  - ・現地条件の大幅な変更を伴う場合
  - ・資料等で説明し難く、現場開催の方が効率的な場合 等
- ③ **議事録を作成し、情報共有する。**
  - ・議事録を作成し、情報共有する。
- ④ **設計変更ガイドライン、設計変更審査会の周知を図る。**
  - ・引き続き特記仕様書に記載するとともに、講習会等により周知を図る。
- ⑤ **設計変更に係る資料の簡素化**
  - ・パイロット調査を踏まえて、簡素化を検討する。

## ◆土木工事設計変更ガイドライン(ルールの明確化)

### ■ 作成の背景

- 各発注担当者等が設計変更の課題と留意点について十分理解することが必要。  
(設計変更に係る諸問題)
- 条件明示が不十分、一式計上の事項、設計図書、設計変更範囲が不明確等、受発注者間に認識の相違有り

### ■ 掲載内容

#### ■ 設計変更が可能なケース

- ・予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
- ・請負者の責によらず、工事着手出来ない場合
- ・「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合 等

#### ■ 設計変更が不可能なケース

- ・請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- ・協議の回答がない時点で施工を実施した場合 等

#### ■ その他

変更手続きフロー、設計変更の考え方 等

直轄請負工事における  
設計変更ガイドライン  
(案)

平成20年3月

国土交通省  
四国地方整備局

## ◆工事一時中止に係るガイドライン(ルールの明確化)

### ■ 作成の背景

- ・ 一部の工事で協議等が未了な場合でもやむを得ず条件明示を行い発注
- ・ 工事の一時中止の指示を行っていない工事が見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているという意見
- ・ 一時中止に係るルールを明確にすることにより、適正な対応を促進

### ■ 掲載内容

#### ■ 工事中止に係る基本的な流れ(基本フロー)

#### ■ 発注者の中止指示の義務

請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合

#### ■ 中止の指示・通知

中止の対象となる工事内容、工事区域、中止の見通し等の中止内容を請負者に通知。

#### ■ 工事現場管理に関する基本計画書の作成

#### ■ 請負代金額又は工期の変更

#### ■ 増加費用の考え方

### 工事一時中止に係るガイドライン (案)

平成20年9月

四国地方整備局

P. 71

## 設計成果の品質確保について

平成22年6月8日

四国地方整備局 企画部 技術管理課

P. 72

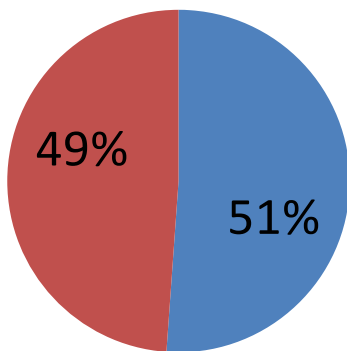
## 設計成果の品質確保について①

平成19年4月から平成20年9月に土工協が建設現場に実施したアンケート結果では、国土交通省工事で設計業務の成果に「設計の不具合」が発生したのは51%となっている。

### 設計の不具合の有無

(国土交通省・内閣府発注工事133件)

■ 不具合があった ■ 不具合がなかった



(社)日本土木工業協会提供資料より作成

### <アンケートの概要>

- ・対象工事: 公示価格5億円以上の公共土木工事
- ・工事発注機関: 国土交通省、内閣府、高速道路会社、機構・事業団、地方公団
- ・回答件数: 431件(うち、国土交通省及び内閣府で134件)

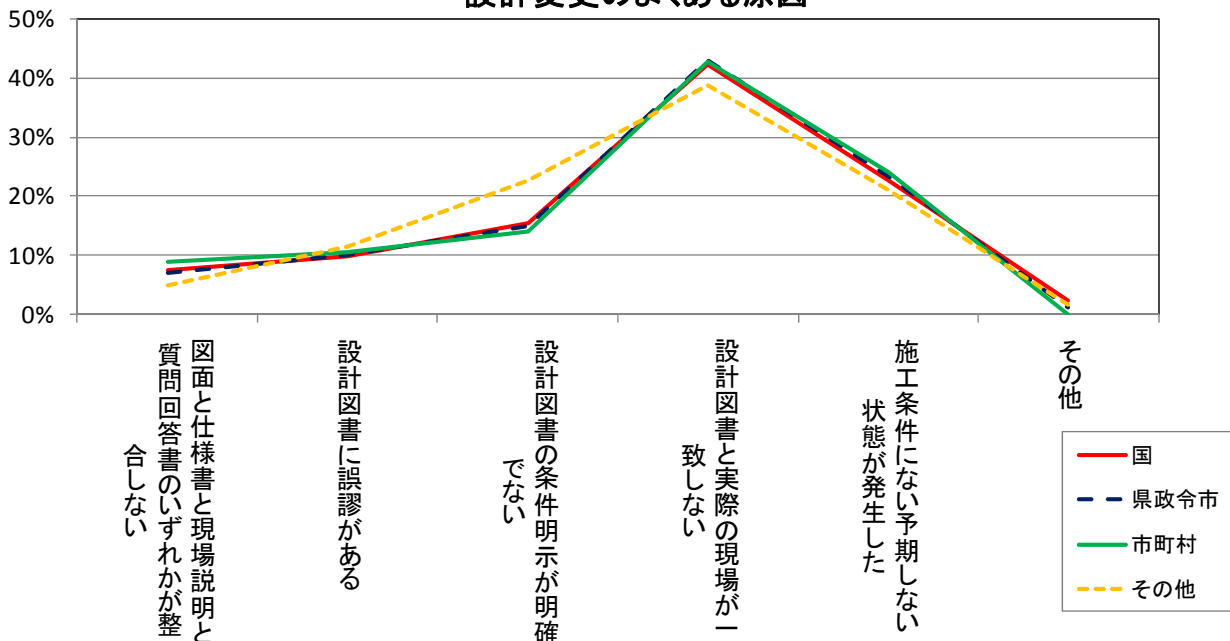
P. 73

## 設計成果の品質確保について②

・工事施工者より、設計変更の主な原因として、「設計図書と実際の現場が一致しない」という意見が多く挙がっている。

平成21年度 土木施工管理技士に関するアンケート((社)全国土木施工管理技士会連合会)

### 設計変更のよくある原因

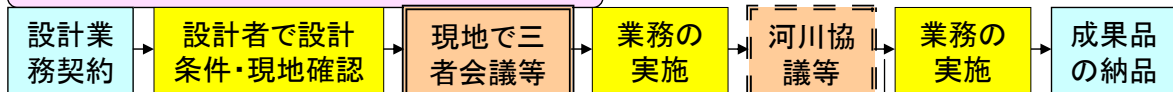


P. 74



# 設計成果、設計図書の品質確保に向けた対策案

## プロジェクトⅠ（業務履行中の対策）



業務版三者会議（事務所・出張所・設計者）で設計条件を整理、指示

指示できなければ回答期限設定

回答

### プロジェクトⅠの対策（案）

- ・適正工期
- ・現地踏査
- ・回答期限
- 三者会議の活用
- ワンデーレスポンス実施

## プロジェクトⅡ（照査・検査段階の対策）

### プロジェクトⅡの対策（案）【全国での取り組み】

- 設計ミス事例集の作成（国総研予定）
- チェックシート（低入対策用）の改善（国総研予定）
- 設計者自らの品質確保対策（四国建コン協と勉強会開催中）

## プロジェクトⅢ（環境整備による対策）

### プロジェクトⅢの対策（案）

- 設計成果品の公開を試行拡大（H21 3件試行）
- 設計成果がチェックされる機会を増やす仕組みづくり
- ペナルティー強化（新たな四国地方整備局工事事故等措置検討要領（案）作成 H22.5.12）
- 総合評価方式における技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて評価（H22.6.21以降に入札手続きを行う業務で試行）

P. 75

## ■（業務版）総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策

### 1. 導入の経緯

建設コンサルタント業務等については、これまでも品質確保対策を講じてきたところであるが、総合評価落札方式で発注した低入札業務においては、業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、技術提案内容が適正に履行されないおそれがあります。

そのため、当面の間、総合評価落札方式で発注した案件においては、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行います。

### 2. H22年度試行方針

平成22年度において試行する対象業務については、「技術提案の履行確実性」を評価する旨を、入札手続き開始前の公示及び入札説明書に記載します。

なお、試行する対象業務の内容は以下のとおりです。

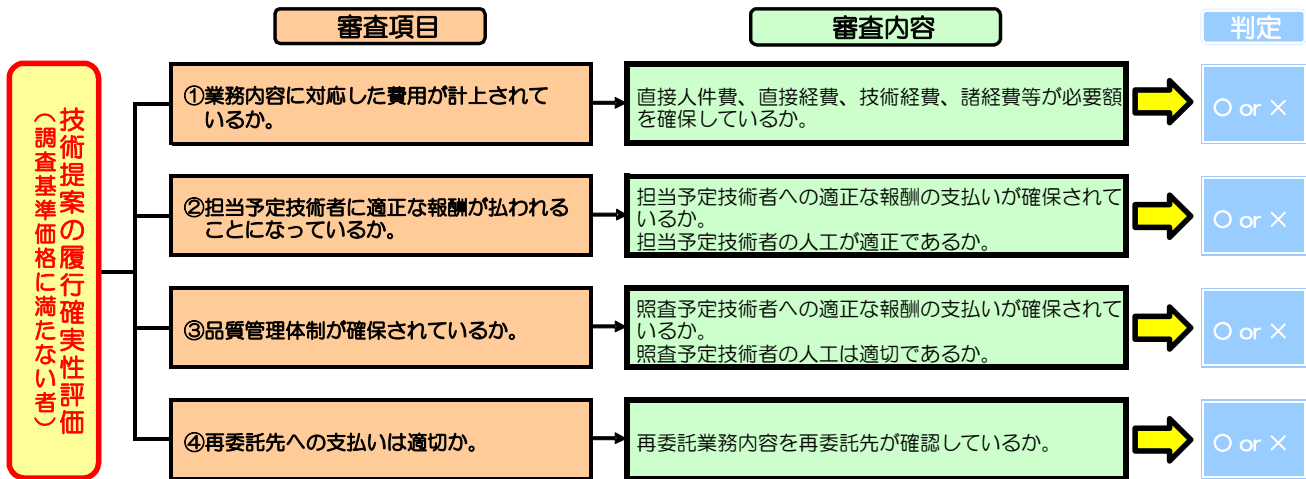
- ◆四国地方整備局が所掌する建設コンサルタント等業務（港湾空港部除く）
- ◆予定価格が2千万円を越える総合評価落札方式において調達される業務のうち、「価格評価点：技術評価点」の割合が、「1：2」又は「1：3」の業務
- ◆試行対象業種は、測量・建築関係建設コンサルタント業務・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償関係建設コンサルタント業務
- ◆平成22年6月21日以降に入札手続きを開始する業務より適用します。

P. 76

# ■総合評価落札方式における履行確実性評価

## 3. 審査項目と内容

提出資料にもとづき、以下の4項目について「履行確実性」の審査を行う。



## 4. 評価方法

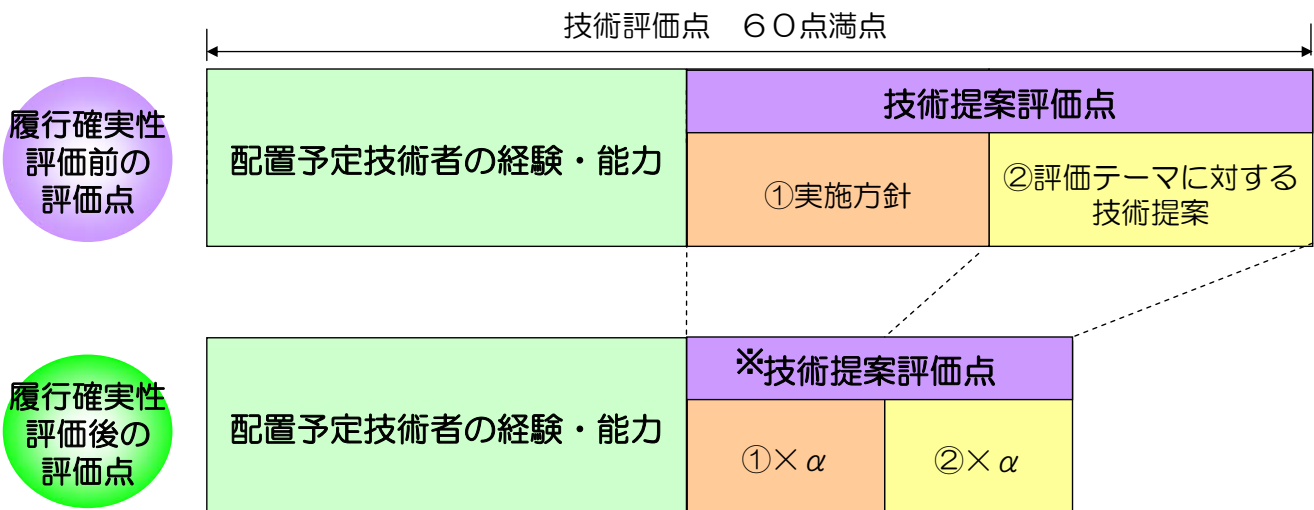
審査結果をもとに、履行確実性の評価を行い、「履行確実性度」を付与する。

「O」とした項目数	評価	履行確実性度 (α)
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

# ■総合評価落札方式における履行確実性評価

## 5. 技術評価点の算出方法

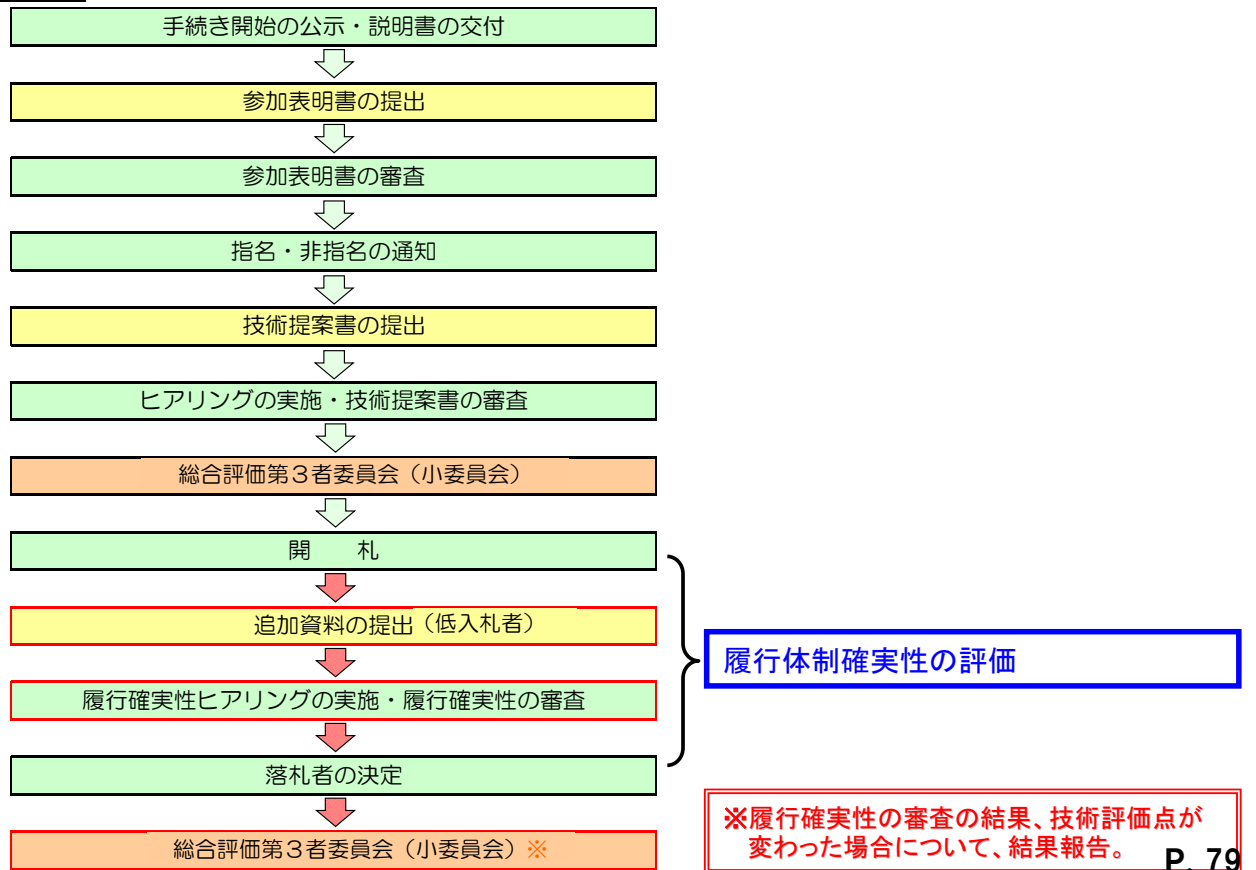
「技術評価点」＝配置予定技術者の経験・能力 ＋ 履行確実性評価前の技術提案評価点 × α（履行確実性度）



※) 配置予定技術者の経験・能力：配置予定管理技術者の資格・業務実績、成績、表彰等  
技術提案評価点：(当該業務に対する)実施方針、評価テーマに対する技術提案に与えられる評価点

# ■総合評価落札方式における履行確実性評価

## 6. 手続きフロー



## 小規模（市町村）工事成績評定要領（案） 【平成21年度版】について

平成22年6月8日  
四国地方整備局 企画部 技術管理課

## 小規模(市町村)工事成績評定(案)【平成21年度版】の概要①

「小規模(市町村)工事成績評定要領(案)」は平成18年度に公表し、多くの自治体の工事成績評定時の参考としていただいていたところ。

### ◆問題点

・平成18年度版の要領(案)では、例えば「合致する工事工種がない」など、**利用される自治体ごとの固有の要望には統一的には対応できなかった。**

### ◆今回の改定理由

・平成21年に改定した**直轄工事の成績評定要領との内容の整合**を図った。  
・**各自治体の実情に応じて評価時の考査項目や考査内容を適宜設定**できるようにした。

P. 81

## 小規模(市町村)工事成績評定(案)【平成21年度版】の概要②

### ◆今回の主な改正内容①

#### ◎直轄工事成績評定要領(H21)との内容の整合

##### ①評価段階の細分化【5段階評価を7段階評価に変更】

・評価段階を細分化し、きめ細やかな評価を行うことにした。

##### ②評価項目の見直し【「高度技術」を「工事特性」に変更】

・安全確保が困難な都市部での工事、期間の長い工事、維持工事等を適切に評価できるようにした。

##### ③技術提案履行の確認

・検査時に、総合評価方式における技術提案の履行状況を確認する項目を追加した。等

P. 82

## 小規模(市町村)工事成績評定(案)【平成21年度版】の概要③

### ◆今回の主な改正内容②

#### ◎各自治体(発注機関)の利便性の向上

- ①本要領は各発注機関に使用を義務づけるものではなく、各発注機関が工事評価をする際の参考資料であることを明示した。考査項目の変更・追加を行うことで、工事規模や地域性などの実情に応じ適切な評定を行うことが可能。
- ②品質・出来形項目については、測定数にかかわらず評価できるように、定性的評価項目を追加した。
- ③各発注機関の実情にあわせた評定要領として活用できるよう、工種毎の考査項目は極力削減した。等

P. 83

## 小規模(市町村)工事成績評定(案)【平成21年度版】の概要④

### ◆利用の方法

- ・小規模(市町村)工事成績評定(案)【平成21年度版】は、中部地方整備局ホームページから自由にダウンロードできます。
- ・中部地整HPの「公共工事の品質確保に関するページ」の「品質確保への取組」よりご覧ください。  
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm>)

P. 84

工 事 名		契約金額(最終)																																	
請 負 者 名		工 期 平 成 年 月 日 から 平 成 年 月 日 完 成 年 月 日 平 成 年 月 日																																	
		主任技術評価官					総括技術評価官					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(既済・中間)					技術検査官(完成)													
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名													
考査項目	種 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																													
	II. 配属技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																													
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15							
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15																								
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15																								
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																													
3. 出来形及び出来び	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20								
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25								
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2																																		
	II. 創意工夫 ※3	+7.0	~	0			+20.0	~	0																										
5. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																								
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点																		
評定点 (6.5点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点																		
評定点計		点					○既済部分(中間)検査があった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点					○既済部分(中間)検査がなかった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.4) = 点																							
7. 法令遵守等		点					点					点					点																		
8. 総合評価		点					点					点					点																		
9. 技術検査		点					点					点					点																		
10. 所見		点					点					点					点																		

- ※1 6.5点 + 1.、～3.の評定(加減点合計) + 4.～6.の評定(加減点合計) = 評定点  
各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。詳細については、主任技術評価官からの報告を受けて総括技術評価官が評価するものとする。
- ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特長する内容があった場合に評価する項目である。4.、5.、6.は加減点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
- ※4 4.、5.、6.は加減点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。
- ※5 所見は必ず記載する。
- ※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、完成技術検査の評価に先立ち、主任、総括技術評価官が行う。
- ※7 法令遵守等の評価は、総括技術評価官が行う。
- ※8 評定合計は、四捨五入により算出する。
- ※9 総合評価技術検査は、技術検査の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

考査項目	種 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとされていることが確認できる。</li> <li>□ 工事時期を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</li> <li>□ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</li> <li>□ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</li> <li>□ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</li> <li>□ 建設廃物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</li> <li>□ 工事の関係書類を不足なく随所に整理していることが確認できる。</li> <li>□ 契約第1条第1項第1号～5号に基づき設計図書の照査を行っていることが確認できる。</li> <li>□ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に基づき適切に整備していることが確認できる。</li> <li>□ 下請に対する引き取り(完成)検査を適宜実施していることが確認できる。</li> <li>□ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</li> <li>□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li>□ その他</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に促わなかった。</li> </ul>
		<p>①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 また、必要があれば緑色表記の項目を追加する。 ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ③なお、項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合は0評価とする。</p> <p>●判断基準 評価値が80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が60%以上90%未満・・・・・・・・・・b 評価値が60%未満・・・・・・・・・・c</p>					

検査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

検査項目	種別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		<p>「評定対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。</li> <li>不定規部分の出来形が写真で確認できる。</li> <li>専員管理基準の管理項目を満足している。</li> <li>不定規部分の出来形値が、写真と測定結果一覧表で一致していることが確認できる。</li> <li>出来形確認が、適切な時期に、適切な方法で行われていることが確認できる。</li> <li>出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。</li> <li>仕方の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</li> <li>その他</li> </ul> <p>理由:</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①出来形は、工事全数を適して評定するものとする。                  ②出来形とは、設計図書に示された工事事務物の形状及び寸法をいう。                  ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体制である。                  ④出来形管理項目を指定していない工事は「c」評定とする。                  ⑤工事内容等によりばらつきで評定できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評定に代えてもよい。</p> </div>						

検査項目別運用表(小規模工事)

改訂最終案

検査項目	種別	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	品質関係の試験結果のばらつきと評定対象項目の履行状況(評定値)から判断する。<判断基準参照> □ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつき判断は別紙参照					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																													
		<p>「評定対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。</li> <li>材料の品質関係の試験(現物照合)を整理し品質の確認ができる。</li> <li>現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。</li> <li>施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。</li> <li>施工条件や気象条件を考慮して施工していることが確認できる。</li> <li>緊急的な作業に対応できる体制を整えていたことが確認できる。</li> <li>施工初期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。</li> <li>コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物含量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</li> <li>鉄筋の品質が、証明書等で確認できる。</li> <li>鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。</li> <li>施工基準を準拠に仕上っていることが確認できる。</li> <li>雨水による影響が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。</li> <li>凍害防止の凍水及び凍水等は、排除して施工していることが確認できる。</li> <li>締め目が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>90日試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。</li> <li>掘削箇所において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。</li> <li>コンクリートブロック等を連続無く設置していることが確認できる。</li> <li>鋼材の品質が、証明書等で確認できる。</li> <li>二次製鋼の品質関係の試験(現物照合)が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。</li> <li>対象物に有害なクラック、損傷が無い。</li> <li>水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。</li> <li>その他( )</li> </ul>																																			
		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="4">ばらつきで判断可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>40%以下</th> <th>30%以下</th> <th>10%以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>50%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評定対象項目(評定値)だけで評価する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①「評定対象項目」のうち、評定対象外の項目は除く。                  ②評定対象項目の削除後は、削除後の評定項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評定値)で評価する。                  ③評定値(%) = 該当項目数( ) / 評定対象項目数( )                  ④なお、削除後の評定対象項目数が2項目以下の場合は「c」評定とする。</p> </div>							評価値	ばらつきで判断可能				50%以下	40%以下	30%以下	10%以下	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	c	60%以上75%未満	b	b'	c	c	50%未満	b'	c	c	c
評価値	ばらつきで判断可能																																				
	50%以下	40%以下	30%以下	10%以下																																	
90%以上	a	a'	b	b'																																	
75%以上90%未満	a'	b	b'	c																																	
60%以上75%未満	b	b'	c	c																																	
50%未満	b'	c	c	c																																	

考查項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	優れている。	やや優れている。	他の評価に該当しない。	劣っている。
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 仕上げがよい</li> <li><input type="checkbox"/> 施工管理記録等から不可視部分の出来映えの良さが伺える。</li> <li><input type="checkbox"/> 施工対象物の造りが良い。</li> <li><input type="checkbox"/> 細部まできめ細かな施工がされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。</li> <li><input type="checkbox"/> クラック、膨脹、がたつき等がない。</li> <li><input type="checkbox"/> 総合的な機能がよい。</li> </ul> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>該当5項目以上 . . . . . a</li> <li>該当4項目 . . . . . b</li> <li>該当3項目 . . . . . c</li> <li>該当2項目以下 . . . . . d</li> </ul>			

< 参考資料 >

平成22年6月8日  
 四国地方公共事業品質確保推進協議会



5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(四国地方公共工事発注者支援技術者登録)

第8条 「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録については、協議会会長が決定し登録を行う。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。

付 則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。

付 則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。

## 「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、公共工事の品質確保に向け、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者の責務を果たすために、協力体制を強化、情報交換を行うなど相互の連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。もって四国地方における公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 総合評価方式の導入・拡大等
- (2) 発注者支援の具体的な施策展開
- (3) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
- (4) 協力体制の強化のために関係機関との連携
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。  
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事を置く。  
2 幹事は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。  
3 幹事に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。  
2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。  
3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。  
4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

第6条関係(幹事)

- (1) 幹事長: 国土交通省 四国地方整備局 企画部長
- (2) 幹事: 国土交通省 四国地方整備局 地方事業評価管理官  
 企画部 技術調整管理官  
 企画部 技術開発調整官  
 企画部 総括工事検査官  
 総務部 契約管理官  
 建設部 建設産業調整官  
 都市調整官  
 河川部 河川調査官  
 道路部 地域道路調整官  
 港湾空港部 事業計画官  
 営繕部 営繕調査官  
 農林水産省 中国四国農政局 整備部 設計課長  
 林野庁 四国森林管理局 森林整備部 治山課長  
 環境省 中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課長  
 高等裁判所 高松高等裁判所 事務局会計課長  
 財務省 四国財務局 総務部 会計課長  
 財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官  
 徳島県 農林水産部 農山村整備課長  
 香川県 農政水産部 土地改良課長  
 愛媛県 土木部 技術監  
 高知県 農林水産部 農業振興局 農地整備課長  
 土木部 建設検査長  
 土木部 土木技術監  
 農業振興部 農業基盤課長  
 市町村 担当課長等  
 西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役  
 本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター 副所長

【オプザバーバー】

- 国土交通省 四国運輸局  
 第五管区海上保安本部
- 警察庁 四国管区警察局
- 経済産業省 四国経済産業局  
 (独) 水資源機構

第4条関係(委員)

- (1) 会長: 国土交通省 四国地方整備局長
- (2) 委員: 国土交通省 四国地方整備局 次長  
 次長兼総務部長  
 企画部長  
 建設部長  
 営繕部長  
 農林水産省 中国四国農政局 整備部長  
 林野庁 四国森林管理局 森林整備部長  
 環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官  
 高等裁判所 高松高等裁判所 事務局次長  
 財務省 四国財務局 総務部長  
 財務省 高松国税局 総務部 次長  
 徳島県 農林水産部 農林水産部長  
 香川県 土木部 土木部長  
 農政水産部 農政水産部長  
 愛媛県 土木部 土木部長  
 農林水産部 農林水産部長  
 高知県 土木部 土木部長  
 農業振興部 農業振興部長  
 市町村 市町村長  
 西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長  
 本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター 所長

# <参考> 四国地方公共工事情質確保推進協議会の経緯

公共工事情質確保促進連絡会議

<設立> 平成17年1月  
<メンバー> 整備局、4県、4市  
<目的> 発注者技術力の向上策、支援策について研究及び検討



平成17年4月1日 「公共工事情質確保の促進に関する法律」

四国地方公共工事情質確保推進協議会

<設立> 平成18年7月12日  
<メンバー> 整備局、4県、4市  
<目的> 協力体制の強化、情報交換による連携  
発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等

H18 協議会

<開催> 平成18年11月13日  
<メンバー> 整備局、4県、57市町村(出席46市町村約100名) ※協議会后84市町村が賛同

H19 協議会

<開催> 平成19年7月18日  
<メンバー> 整備局、4県、96市町村(出席84市町村約150名)  
<議題> ・補助事業については各市町村1件の総合評価方式を試行することで了承。  
・発注者支援技術者213名追加(1,418名)

H20 幹事会

<開催> 平成20年7月31日  
<メンバー> 整備局、4県、95市町村(出席65市町村約100名)  
<議題> ・全市町村で総合評価方式を試行することで了承。  
・発注者支援技術者187名追加(1,605名)  
・発注者協議会として他省庁等の参画追加の拡充について 等

P. 95

H20 協議会

<開催> 平成20年10月24日  
<メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席77機関約130名)  
<議題> ・他省庁、特殊法人等の参画を追加し協議会を拡充  
・全市町村で総合評価方式を試行することで了承  
・公共工事情質確保に関する当面の対策について(H20.3.28申合せ) 等

H21 幹事会

<開催> 平成21年11月10日  
<メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村(出席65機関約100名)  
<議題> ・平成22年度より、4県の既存協議会等を活用し、各県単位での取り組みを行うことについて合意  
・全市町村で総合評価方式、予定価格等の事後公表推進していくことを確認等

H22 幹事会  
(予定)

<開催予定日> 平成22年6月8日  
<メンバー> 11省庁、3特殊法人等、4県、95市町村  
<議題案> ・本協議会の平成22年度実施方針(自治体支援等)について  
・各機関における公共工事情質確保推進等に係わる取り組みについて  
・総合評価方式等の推進について  
・平成22年度協議会開催に向けての取り組み 等



P. 96

# 四国地方公共工事発注者支援技術者 登録制度等について

四国地方公共工事品質確保推進協議会

P. 97

## 「四国地方公共工事発注者支援技術者」登録制度

- ・四国地方公共工事品質確保推進協議会では、公共工事の発注関係事務(技術審査、積算、設計・調査、施工管理、検査)の支援を目的とした「**四国地方公共工事発注者支援技術者**」登録制度を設けています。
- ・平成22年度4月1日現在で、約1,600名の当該技術者登録を行っています。



- ・「**公共工事品質確保技術者**」資格制度の全国統一に伴い、平成23年度末をもって四国地方公共工事発注者支援技術者登録制度は廃止となります。
- ・平成21年度からは、新規登録を廃止し、更新登録のみを行っています。

P. 98

# 「公共工事品質確保技術者」資格制度【全国統一制度】

平成17年4月より施工された『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第15条第1項及び第3項の定めに基づき、各地方整備局等では発注者支援業務に携わることができる技術者等の認定を行ってきましたが、平成21年度より『公共工事品質確保技術者資格制度』として全国統一を行うこととなりました。

## ■ 公共工事品質確保技術者資格制度の概要

### 1. 資格及び対象業務

資格	業務内容 総合評価落札方式 の審査等	発注関係事務			
		設計積算補助	技術審査補助	監督補助	検査補助
公共工事品質確保技術者(Ⅰ)	○	○	○	○	○
公共工事品質確保技術者(Ⅱ)	—	○	○	○	○

### 2. 受験資格要件

区分		受験資格要件	品確技術者(Ⅰ)	品確技術者(Ⅱ)
A要件	発注関係事務に関する経験の要件	ア) 公共工事の発注機関において発注関係事務に指導的立場で5年以上の経験 イ) 建設コンサルタント等における公共工事の設計、積算、監督、検査、技術審査業務の管理技術者として5年以上の経験又は担当技術者として12年以上の経験 ウ) 建設業許可業者における公共工事の主任技術者又は監理技術者として5年以上の経験	1項目以上該当	1項目以上該当
B要件	品質確保に関する経験の要件	ア) 公共工事の発注機関において総合評価落札方式に係る審査業務に指導的立場で2年以上の経験 イ) 建設コンサルタント等における公共工事の総合評価落札方式に係る技術審査業務又はCM業務の管理技術者として2年以上の経験又は当該管理技術者を指導する立場で2年以上の経験 ウ) 建設業許可業者において総合評価落札方式により発注された公共工事の監理技術者として2年以上の経験又は当該監理技術者を指導する立場で2年以上の経験 エ) 品確技術者(Ⅱ)の認定を受けた者であって、要件Bのア)～イ)に掲げるいずれかを1年以上経験 オ) 公共工事の発注機関における総合評価落札方式に係る委員会の外部委員として委託期間が1年以上	1項目以上該当	不要